

新規制基準に係る廃棄物管理施設保安規定の 補正申請について



令和4年6月8日 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速炉·新型炉研究開発部門 大洗研究所 環境保全部





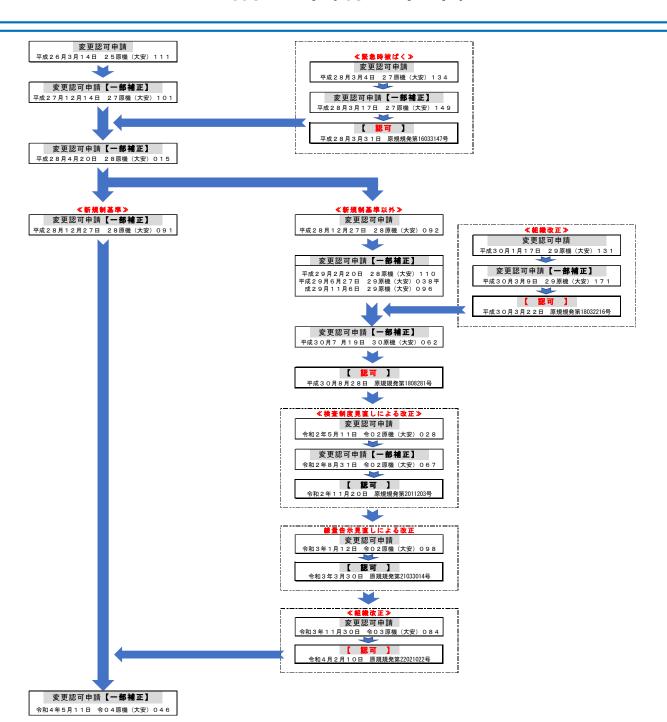
平成25年12月18日に施行された新規制基準の法令に基づき、 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物 管理施設保安規定(以下「保安規定」)の内容について変更認可 申請を<u>平成26年3月</u>に行った。

その後、平成28年12月に新規制基準対応とそれ以外の変更申請(現行)について分割する補正申請を行った。

今回の補正申請に至るまでの間、検査制度の見直しや、線量告示の見直しや組織改正を行っているためそれらを含めた保安規定の記述を変更する。



補正申請の経緯







- (1) 新規制基準への対応
- (2) 固体廃棄物減容処理施設の運転開始に向けた対応
- (3) 廃棄物管理事業変更許可申請に伴う対応





(1) 新規制基準への対応

廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成25年12月18日施行)に基づく遮蔽、火災等による損傷の防止、外部からの衝撃による損傷の防止、廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止、予備電源に係る事項について追加する。



補正申請の内容(2)

(2) 固体廃棄物減容処理施設の運転開始に向けた対応

固体廃棄物減容処理施設(OWTF)の運転開始に向け、組織、巡視、点検、異常時の措置、放射性廃棄物の処理、放射線作業並びに被ばく防止に係る管理、放射線測定器の管理、核燃料物質等の取り扱い及び定期事業者検査の係る事項について追加する。



補正申請の内容(3)

(3) 廃棄物管理事業変更許可申請に伴う対応

令和4年4月に申請した廃棄物管理事業変更許可申請の申請内容に基づき、有機廃液一時格納庫及び化学処理装置に係る記載の削除、β・γ固体処理棟皿有機溶媒貯槽の液体廃棄物受入れ施設への追加に係る事項を追加する。

の工事の方法及び時期に関する事項並びに廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実

施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。

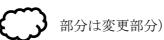
変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)	変更後 (補正後)	備 考
	(15) 「所掌する廃棄物管理施設」とは、廃棄物管理課長においては、廃棄物管理施設	・所掌する廃棄物管理施設に
	(固体廃棄物減容処理施設を除く。) の本体施設及び特定施設を、減容処理施設準備	ついて追加
	室長においては、廃棄物管理施設(固体廃棄物減容処理施設)の本体施設及び特定施	
	設をいう。	
15) 「保安活動」とは、廃棄物管理施設の保安のために必要な措置をいう。	(16) 「保安活動」とは、廃棄物管理施設の保安のために必要な措置をいう。	・号番号の繰下げ
16) 「保全活動」とは、保安活動のうち、廃棄物管理施設の設備の機能又は性能を確認、	(17) 「保全活動」とは、保安活動のうち、廃棄物管理施設の設備の機能又は性能を確認、	・号番号の繰下げ
維持又は向上させる活動をいう。	維持又は向上させる活動をいう。	
17) 「事業者検査」とは、法第51条の8第1項に基づき事業者が行う使用前事業者検	(18) 「 <u>使用前</u> 事業者検査 <u>等</u> 」とは、法第51条の8第1項に基づき事業者が行う使用前	・廃棄物管理施設品質マネジ
査(溶接検査を含む。)及び法第51条の10第1項に基づき事業者が行う定期事業	事業者検査(溶接検査を含む。)及び法第51条の10第1項に基づき事業者が行う	メント計画書との整合
者検査をいう。	定期事業者検査をいう。	・号番号の繰下げ
18) 「建設段階」とは、新設建家の建設、付帯設備の工事、設備機器の設計、製作、それ	(削る)	・建設段階の文章を削除
らの検査、試運転、許認可等の業務を実施している段階をいう。		
19) 「施設管理方針」とは、廃棄物管理施設が法第51条の2第1項又は第51条の5	(19) 「施設管理方針」とは、廃棄物管理施設が法第51条の2第1項又は第51条の5	
第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「特定第一種廃棄物埋設施設	第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「特定第一種廃棄物埋設施設	
又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」(令和2年原子力規制委員会規則	又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」(令和2年原子力規制委員会規則	
第10号。以下「技術基準規則」という。)に定める技術基準に適合する性能を有す	第10号。以下「技術基準規則」という。)に定める技術基準に適合する性能を有す	
るよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。	るよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。	
20) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、廃棄物管理施設の施設	(20) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、廃棄物管理施設の施設	
管理の目標(施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。) を	管理の目標(施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。) を	
いう。	いう。	
1) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、廃棄物管理施設とし	(21) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、廃棄物管理施設とし	
て策定する計画(施設管理の総体としての文書体系)をいい、次の①から⑧までに掲	て策定する計画(施設管理の総体としての文書体系)をいい、次の①から⑧までに掲	
げる事項を含む。	げる事項を含む。	
① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項	① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項	
② 廃棄物管理施設の設計及び工事に関する事項	② 廃棄物管理施設の設計及び工事に関する事項	
③ 廃棄物管理施設の巡視(廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。)に	③ 廃棄物管理施設の巡視(廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。)に	
関する事項	関する事項	
④ 廃棄物管理施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期(廃棄物管理施設の操作中	④ 廃棄物管理施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期(廃棄物管理施設の操作中	
及び操作停止中の区別を含む。)に関する事項	及び操作停止中の区別を含む。)に関する事項	
⑤ 廃棄物管理施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置	⑤ 廃棄物管理施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置	
に関する事項	に関する事項	
⑥ 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に	⑥ 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に	
関する事項	関する事項	
⑦ ⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関	⑦ ⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。) に関	
する事項	する事項	
⑧ 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関する事項	⑧ 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関する事項	
(22) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、廃棄物管理施設	(22) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、廃棄物管理施設	
の工事の七汁丑が吐地に関土ス事項サバに廃棄集が理状況のより丑が技术の七汁。宋	の工事の十分丑が吐地に明子フ東西光がに南京県然四佐池の上校丑が校本の十分。宋	i

の工事の方法及び時期に関する事項並びに廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実

施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。



変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)	変更後 (補正後)	備 考
(23) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、廃棄物管理施設 の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。	(23) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、廃棄物管理施設 の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。	
(規則、基準等の制定、改定及び廃止)	(規則、基準等の制定、改定及び廃止)	
第4条 所長は、事故異常時の通報連絡に関する規定その他この規定を施行するため、通達により規則等を定めることができる。	第4条 所長は、事故異常時の通報連絡に関する規定その他この規定を施行するため、通達により規則等を定めることができる。	
2 所長は、前項の規定に基づき規則等を定めるときは、原子炉施設等安全審査委員会又は 品質保証推進委員会の同意を得なければならない。	2 所長は、前項の規定に基づき規則等を定めるときは、原子炉施設等安全審査委員会又は 品質保証推進委員会の同意を得なければならない。	
3 部長は、この規定を施行するため、通達を定めることができる。	3 部長は、この規定を施行するため、通達を定めることができる。	
4 部長は、前項の規定に基づき通達を定めるときは、廃棄物取扱主任者の参画又は同意を得なければならない。	4 部長は、前項の規定に基づき通達を定めるときは、廃棄物取扱主任者の参画又は同意を得なければならない。	
5 部長は、第3項の規定に基づき通達を定めたときは、所長に報告しなければならない。	5 部長は、第3項の規定に基づき通達を定めたときは、所長に報告しなければならない。	
6 環境保全部長は、前項の報告をするときは、センター長に報告しなければならない。	6 環境保全部長は、前項の報告をするときは、センター長に報告しなければならない。	
7 廃棄物管理課長は、本体施設及び特定施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。) につい	7 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、所掌する廃棄物管理施設について手引き	・ 固体廃棄物減容処理施設の
て手引きを作成し、又はこれを変更することができる。	を作成し、又はこれを変更することができる。	手引きの作成について追記
8 廃棄物管理課長は、前項の手引きを作成するときは、環境保全部長の承認を得なければ	8 廃棄物管理課長 <u>及び減容処理施設準備室長</u> は、前項の手引きを作成するときは、環境保	・固体廃棄物減容処理施設の
ならない。これを変更しようとするときも同様とする。	全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。	手引きの作成について追記
9 環境保全部長は、前項の規定に基づき手引きの作成又は変更を承認するときは、廃棄物 取扱主任者の同意を得なければならない。	9 環境保全部長は、前項の規定に基づき、手引きの作成又は変更を承認するときは、廃棄 物取扱主任者の同意を得なければならない。	
第2章 保安管理体制	第2章 保安管理体制	
第1節 組織及び職務	第1節 組織及び職務	
第5条 (省略)	第5条 (変更なし)	
(職務)	(職務)	
第6条 廃棄物管理施設に係る職員等は、この規定を遵守して、保安に関する業務を遂行す	第6条 廃棄物管理施設に係る職員等は、この規定を遵守して、保安に関する業務を遂行す	
る。	る。	
2 廃棄物管理施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。	2 廃棄物管理施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。	
(1) 理事長は、機構における廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を総理する。	(1) 理事長は、機構における廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を総理する。	
(2) 統括監査の職は、廃棄物管理施設の保安に関する品質マネジメント活動の監査を統	(2) 統括監査の職は、廃棄物管理施設の保安に関する品質マネジメント活動の監査を統	
括するとともに、第13条の2 5.5.2管理責任者に定める監査プロセスの業務を行う。	括するとともに、第13条の2 5.5.2管理責任者に定める監査プロセスの業務を行う。	
(3) 安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事と	(3) 安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事と	
し、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本型しての投資。末採活動及び機構中の総合調整な特別する。	し、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本	
部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な出るは、理事長のの発見見中及び理事長指示に其づくが悪な措置な講ざるとよる	部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な	
場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずるととも	場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずるととも	



変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)	変更後 (補正後)	備 考
業務等のこの規定に定める業務を行うとともに放射線管理施設の操作及び保守を行う。 (21) 放射線管理第2課長は、線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度の測定、排気及び排水中の放射性物質の濃度の測定、放射線作業に係る線量の評価に関する事項の業務等のこの規定に定める業務を行うとともに施設管理者として放射線管理施設の操作及び保守を行う。 (22) 廃棄物管理課長は、施設管理者として本体施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)の操作及び保守、特定施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)の操作及び保守、放射性廃棄物の受入れ及び処理並びに管理、廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の管理、廃棄物管理施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物の廃棄及び管理、廃棄物管理施設から一般排水溝により環境へ放出する液体状放射性廃棄物の廃棄及び管	業務等のこの規定に定める業務を行うとともに放射線管理施設の操作及び保守を行う。 (21) 放射線管理第2課長は、線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度の測定、排気及び排水中の放射性物質の濃度の測定、放射線作業に係る線量の評価に関する事項の業務等のこの規定に定める業務を行うとともに施設管理者として放射線管理施設の操作及び保守を行う。 (22) 廃棄物管理課長は、施設管理者として所掌する廃棄物管理施設の操作及び保守、放射性廃棄物の受入れ及び処理並びに管理、所掌する廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の管理、所掌する廃棄物管理施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物の廃棄及び管理、所掌する廃棄物管理施設から一般排水溝により環境へ放出する液体状放射性廃棄物の廃棄及び管理、機器、保護衣等の汚染の除去、放射性廃棄物及び汚染	
理、機器、保護衣等の汚染の除去、放射性廃棄物及び汚染の除去に係るものの運搬、 区域管理としての出入管理、施設管理、作業環境の管理並びに検査及び試験に関する 業務等のこの規定に定める業務を行う。 (23) 減容処理施設準備室長は、 <u>固体廃棄物減容処理施設の建設段階における試運転、施</u> 設管理及び検査に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。	の除去に係るものの運搬、区域管理としての出入管理、施設管理、作業環境の管理並びに検査及び試験に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。 (23) 減容処理施設準備室長は、施設管理者として所掌する廃棄物管理施設の操作及び保守、放射性廃棄物の処理、所掌する廃棄物管理施設で発生した放射性廃棄物の管理、所掌する廃棄物管理施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物の廃棄及び管理、放射性廃棄物に係るものの運搬、区域管理としての出入管理、施設管理、作業環境の管理並びに検査及び試験に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。	・所掌施設の明確化
第2節 委員会等	第2節 委員会等	
第7条~第9条の2 (省略)	第7条~第9条の2 (変更なし)	
(独立検査組織の設置及び事業者検査の独立性の確保) 第10条 大洗研究所に独立検査組織を設置し、検査対象となる設備の運転・保守に関与しない者による事業者検査を行う。 2 第6条第2項に掲げる各職位は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。	(独立検査組織の設置及び <u>使用前</u> 事業者検査 <u>等</u> の独立性の確保) 第10条 大洗研究所に独立検査組織を設置し、検査対象となる設備の運転・保守に関与しない者による <u>使用前</u> 事業者検査等を行う。 2 第6条第2項に掲げる各職位は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。	・廃棄物管理施設品質マネジ メント計画書との整合
第3節 廃棄物取扱主任者	第3節 廃棄物取扱主任者	
第11条 (省略)	第11条 (変更なし)	
(廃棄物取扱主任者の職務) 第12条 廃棄物取扱主任者は、当該廃棄物管理施設の操作に係る保安 <u>(建設段階における</u> 保安のために行われる業務を含む。以下この条において同じ。)の監督を行うことを任務 とし、その職務は、次のとおりとする。	(廃棄物取扱主任者の職務) 第12条 廃棄物取扱主任者は、当該廃棄物管理施設の操作に係る保安の監督を行うことを 任務とし、その職務は、次のとおりとする。	・建設段階の文章を削除
とし、その職務は、次のとおりとする。 (1) 廃棄物管理施設の操作に関する業務を行う者への指示	(1) 廃棄物管理施設の操作に関する業務を行う者への指示	



変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)	変更後(補正後)	備考
8.5.3 未然防止処置 安全管理部長、所長、センター長及び部長は、他の廃棄物管理施設から得られた知見を	8.5.3 未然防止処置 安全管理部長、所長、センター長及び部長は、他の廃棄物管理施設から得られた知見を	
安生官珪部長、所長、センダー長及び部長は、他の廃棄物官珪旭設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正	安生官理部長、所長、センター長及び部長は、他の廃棄物官理施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正	
及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未	及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未	
然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。	然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。	
(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びそ	(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びそ	
の他の施設の運転経験等の知見(核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。)を収集	の他の施設の運転経験等の知見(核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。)を収集	
し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。	し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。	
この活用には、得られた知見や技術情報を他の廃棄事業者と共有することも含む。	この活用には、得られた知見や技術情報を他の廃棄事業者と共有することも含む。	
a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査	a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査	
b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価	b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価	
c) 必要な処置の決定及び実施	c) 必要な処置の決定及び実施	
d) とった未然防止処置の有効性のレビュー	d) とった未然防止処置の有効性のレビュー	
(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。	(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。	
第3章 運転管理	第3章 運転管理	
第1節 通則	第1節 通則	
第14条 (省略)	第14条 (変更なし)	
(設計想定事象が発生した場合の措置)	<u>(削る)</u>	
第14条の2 設計想定事象が発生した場合の措置については、法(平成25年12月18		・廃棄物管理事業許可との整
日改正法施行)への適合確認が完了するまでに定める。		合による削除
(年間処理計画)	(年間処理計画)	
第15条 環境保全部長は、毎年度、当該年度に先立ち、放射性廃棄物を受け入れる原子炉	第15条 環境保全部長は、毎年度、当該年度に先立ち、放射性廃棄物を受け入れる原子炉	
施設及び核燃料使用施設等(以下「原子炉施設等」という。)から通知を受けた年間放射	施設及び核燃料使用施設等(以下「原子炉施設等」という。)から通知を受けた年間放射	
性廃棄物処理依頼量、第40条の規定により推定した廃棄物管理施設内で発生する放射性	性廃棄物処理依頼量、第40条の規定により推定した廃棄物管理施設内で発生する放射性	
廃棄物の種類及び数量、年間最大受入れ量、当該年度における処理能力等を勘案して、次	廃棄物の種類及び数量、年間最大受入れ量、当該年度における処理能力等を勘案して、次	
の各号に掲げる事項を明らかにした年間放射性廃棄物処理計画(以下この章において「年	の各号に掲げる事項を明らかにした年間放射性廃棄物処理計画(以下この章において「年	
間処理計画」という。)を放射線管理部長と協議して作成し、センター長の承認を受けな	間処理計画」という。)を放射線管理部長と協議して作成し、センター長の承認を受けな	
ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	
(1) 廃棄物管理施設 <u>(固体廃棄物減容処理施設を除く。)</u> ごとの稼働予定期間及び予定	(1) <u>所掌する</u> 廃棄物管理施設ごとの稼働予定期間及び予定受入れ・処理量	・固体廃棄物減容処理施設の
受入れ・処理量		削除
(2) 廃棄物管理設備本体の管理施設の収納余裕量	(2) 廃棄物管理設備本体の管理施設の収納余裕量	・記載の適正化
(3) 定期事業者検査の予定期間 (4) 主要な修理及び改造の項目並びに予定期間	(3) 定期事業者検査の予定期間 (4) 主要な修理及び改造の項目並びに予定期間	

(放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等の巡視)



変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)	変更後 (補正後)	備考
 センター長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。 センター長は、第1項の承認をしたときは、所長へ報告しなければならない。 環境保全部長は、第1項の承認を受けたときは、放射線管理部長に通知するとともに、廃棄物管理課長に周知しなければならない。 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。 	 2 センター長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。 3 センター長は、第1項の承認をしたときは、所長へ報告しなければならない。 4 環境保全部長は、第1項の承認を受けたときは、放射線管理部長に通知するとともに、廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長に周知しなければならない。 5 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。 	・減容処理施設準備室長をj 加
(処理実施計画) 第16条 廃棄物管理課長は、毎月、前条の年間処理計画に基づき、次の各号に掲げる事項 を明らかにした放射性廃棄物処理実施計画(以下この章において「処理実施計画」という。) を作成し、環境保全部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも 同様とする。 (1) 廃棄物管理施設ごとの稼働予定期間	(処理実施計画) 第16条 廃棄物管理課長は、毎月、前条の年間処理計画に基づき、次の各号に掲げる事項 を明らかにした放射性廃棄物処理実施計画(以下この章において「処理実施計画」という。) を作成し、環境保全部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも 同様とする。 (1) <u>所掌する</u> 廃棄物管理施設ごとの稼働予定期間	・記載の適正化
(2) 放射性廃棄物の受入れ能力 (3) 放射性廃棄物の予定処理量	(2) 放射性廃棄物の受入れ能力 (3) 放射性廃棄物の予定処理量 2 減容処理施設準備室長は、毎月、前条の年間処理計画に基づき、次号に掲げる事項を明らかにした処理実施計画を作成し、環境保全部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 (1) 所掌する廃棄物管理施設の稼働予定期間 (2) 放射性廃棄物の予定処理量	
2 廃棄物管理課長は、前項の処理実施計画を作成するときは、放射線管理施設の状況を勘案しなければならない。	3 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第1項及び前項の処理実施計画を作成するときは、放射線管理施設の状況を勘案しなければならない。	・減容処理施設準備室長を追加
 3 環境保全部長は、第1項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。 4 環境保全部長は、前項の承認をしたときは、放射線管理部長に通知しなければならない。 5 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。 	4 環境保全部長は、第1項及び第2項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の 同意を得なければならない。 5 環境保全部長は、前項の承認をしたときは、放射線管理部長に通知しなければならない。 6 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければ ならない。	・固体廃棄物減容処理施設の処理実施計画の追加に伴う記載の変更・項番の繰下げ(以下同じ。)
第17条 (省略)	第17条 (変更なし)	
(要員の配置) 第18条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、所掌する廃棄物管理施設の保安に 係る要員を配置しなければならない。 2 廃棄物管理課長は、前項の要員の配置において、別表第3-1の左欄に掲げる設備を操 作するときは、当該設備に、それぞれ1人以上の監視要員を配置しなければならない。	(要員の配置) 第18条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、所掌する廃棄物管理施設の保安に 係る要員を配置しなければならない。 2 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、前項の要員の配置において、別表第3- 1の左欄に掲げる設備を操作するときは、当該設備に、それぞれ1人以上の監視要員を配 置しなければならない。	

(放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等の巡視)



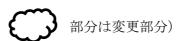
変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)	変更後(補正後)	備考
第19条 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等について別表第3- 2に掲げる設備、機器について巡視しなければならない。 なお、一般排水溝内の外観については、毎年1回以上巡視しなければならない。	第19条 廃棄物管理課長 <u>及び減容処理施設準備室長</u> は、放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等について別表第3-2に掲げる設備、機器について巡視しなければならない。なお、一般排水溝内の外観については、毎年1回以上巡視しなければならない。	・減容処理施設準備室長を追 加
	(使用を停止した設備機器の巡視) 第19条の2 廃棄物管理課長は、使用を停止した設備機器について、巡視を行わなければならない。 なお、巡視の項目、頻度については第4条で定める手引きに定める。	・使用を停止した設備機器の管理について追加
(作業開始前の点検) 第20条 廃棄物管理課長は、処理作業を開始しようとするときは、別表第3-3に掲げる ところにより、その処理作業に係る設備等を点検しなければならない。	(作業開始前の点検) 第20条 廃棄物管理課長 <u>及び減容処理施設準備室長</u> は、処理作業を開始しようとするときは、別表第3-3に掲げるところにより、その処理作業に係る設備等を点検しなければならない。	
(作業中の巡視) 第21条 廃棄物管理課長は、処理作業中、その処理作業に係る設備等が正常に運転されていることを監視するとともに、別表第3-4に掲げるところにより巡視しなければならない。	(作業中の巡視) 第21条 廃棄物管理課長 <u>及び減容処理施設準備室長</u> は、処理作業中、その処理作業に係る 設備等が正常に運転されていることを監視するとともに、別表第3-4に掲げるところに より巡視しなければならない。	
(作業終了後の点検) 第22条 廃棄物管理課長は、処理作業を終えたときは、別表第3-5に掲げるところにより、その処理作業に係る設備等を点検しなければならない。	(作業終了後の点検) 第22条 廃棄物管理課長 <u>及び減容処理施設準備室長</u> は、処理作業を終えたときは、別表第 3-5に掲げるところにより、その処理作業に係る設備等を点検しなければならない。	・減容処理施設準備室長を追 加
第23条 (省略)	第23条 (変更なし)	
第2節 運転上の留意事項	第2節 運転上の留意事項	
(警報装置の作動条件) 第24条 廃棄物管理課長は、別表第3-6に掲げるところにより警報装置が作動するよう 設定しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、環境保全 部長の承認を受けたときは、これを解除することができる。	(警報装置の作動条件) 第24条 廃棄物管理課長 <u>及び減容処理施設準備室長</u> は、別表第3-6に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、環境保全部長の承認を受けたときは、これを解除することができる。	
第3節 運転上の制限	第3節 運転上の制限	
第25条 (省略)	第25条 (変更なし)	
	(固体廃棄物減容処理施設でのプルトニウム及び核分裂性物質の取扱量の制限)	・固体廃棄物減容処理施設でのプルトニウム及び核分裂



変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)	変更後(補正後)	備考
	第25条の2 減容処理施設準備室長は、別表第3-9に掲げる固体廃棄物減容処理施設の 各部屋でのプルトニウム及び核分裂性物質の最大取扱量を超えないようにしなければな らない。	性物質の取扱量の制限について追加
第4節 運転上の条件	第4節 運転上の条件	
(操作の条件) 第26条 廃棄物管理課長は、別表第3-1の左欄に掲げる設備を運転するときは、それぞれ同表の右欄に掲げる条件を遵守して、これを行わなければならない。	(操作の条件) 第26条 廃棄物管理課長 <u>及び減容処理施設準備室長</u> は、別表第3-1の左欄に掲げる設備 を運転するときは、それぞれ同表の右欄に掲げる条件を遵守して、これを行わなければな らない。	
(非常系電源) 第27条 廃棄物管理課長は、商用電源が停電したときに、非常系受電設備による電力が3 0秒以内に廃棄物管理施設において受電できることを、切替試験により毎年1回以上確認 しなければならない。	(非常系電源) 第27条 廃棄物管理課長は、商用電源が停電したときに、 <u>北受電所の</u> 非常系受電設備による電力が30秒以内に <u>所掌する</u> 廃棄物管理施設において受電できることを、切替試験により毎年1回以上確認しなければならない。	
2 廃棄物管理課長は、商用電源が停電し、かつ、前項の非常系受電設備による受電ができないときに、α固体処理棟の予備電源設備からα焼却装置及びαホール設備に給電できることを、切替・負荷試験により毎年1回以上確認しなければならない。	<u>(削る)</u>	・予備電源項目の追加に伴い 削除
	2 減容処理施設準備室長は、商用電源が停電し、かつ、次条の予備電源設備(発電装置) による受電ができないときに、南受電所の非常系受電設備による電力が所掌する廃棄物管 理施設において受電できることを、切替試験により毎年1回以上確認しなければならない。	・固体廃棄物減容処理施設を 追加
	(予備電源) 第27条の2 廃棄物管理課長は、商用電源が停電し、かつ、前条の北受電所の非常系受電設備による受電ができないときに、α固体処理棟の予備電源設備からα焼却装置及びαホール設備に給電できることを、切替・負荷試験により毎年1回以上確認しなければならない。 2 商用電源が停電し、かつ、前条の北受電所の非常系受電設備による受電ができないときに、予備電源としての可搬型発電機から給電する設備は、廃液処理棟、廃棄物管理施設用廃液貯槽、排水監視施設、廃液貯留施設Ⅰ、廃液貯留施設Ⅱ、管理機械棟及びα固体貯蔵施設の安全上必要な監視、警報及び通信連絡に使用する設備とする。 3 商用電源が停電したときに、予備電源としての可搬型発電機から給電する設備は、β・γ固体処理棟Ⅲの安全上必要な監視、警報及び通信連絡に使用する設備とする。 4 廃棄物管理課長は、前2項の可搬型発電機について、模擬負荷試験を毎年1回以上実施しなければならない。	・予備電源の項目を追加
	5 減容処理施設準備室長は、商用電源が停電したときに、予備電源設備(発電装置及び無 停電電源装置)による電力が、発電装置にあっては30秒以内に、無停電電源装置にあっ	



変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)	変更後(補正後)	備考
	ては瞬断にならずに、所掌する廃棄物管理施設において受電できることを、切替試験によ	
	り毎年1回以上確認しなければならない。	
第5節 異常時の措置	第5節 異常時の措置	
(警報装置が作動した場合の措置)	(警報装置が作動した場合の措置)	
第28条 廃棄物管理課長は、所管する施設に係る警報装置が作動したときは、その原因及	第28条 廃棄物管理課長 <u>及び減容処理施設準備室長</u> は、所管する施設に係る警報装置が作	・減容処理施設準備室長を追
び状況を調査し、措置を講じなければならない。	動したときは、その原因及び状況を調査し、措置を講じなければならない。	加
(巡視等において異常を認めた場合の措置)	(巡視等において異常を認めた場合の措置)	
第29条 廃棄物管理課長は、第19条、第20条、第21条及び第22条の規定による巡	第29条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第19条、第20条、第21条及	・減容処理施設準備室長を追
視並びに第29条の2の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及	び第22条の規定による巡視並びに第29条の2の地震又は火災時の点検の結果、異常を	加
び状況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。	認めたときは、その原因及び状況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。	
2 廃棄物管理課長は、第96条の規定により放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課	2 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第96条の規定により放射線管理第2課	・減容処理施設準備室長を追
長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、	長又は環境監視線量計測課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときは、そ	加
原因復旧の措置を講じなければならない。	の原因及び状況を調査し、原因復旧の措置を講じなければならない。	
3 廃棄物管理課長は、第1項及び前項の調査の結果、その異常が廃棄物管理施設の保安に	3 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第1項及び前項の調査の結果、その異常	・減容処理施設準備室長を追
影響を及ぼすと認めたときは、環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測	が廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めたときは、環境保全部長、放射線管理第2	加
課長へ直ちに通報しなければならない。	課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。	
4 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理部長へ直ちに通報しな	4 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理部長へ直ちに通報しな	
ければならない。	ければならない。	
5 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長又は環境監視線量	5 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長又は環境監視線量	
計測課長に対し放射線管理上必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄	計測課長に対し放射線管理上必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄	
物管理施設の保安に重大な影響があると認めたときは、所長、センター長、保安管理部長、	物管理施設の保安に重大な影響があると認めたときは、所長、センター長、保安管理部長、環境保力が展界が表現される。またな活却となければならない。	
環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。	環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。	. 减索加油按凯滩供索目 / 、泊
6 環境保全部長は、第3項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長に対し、廃棄物管理施 設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安	6 環境保全部長は、第3項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長 <u>及び減容処理施設準備</u> 室長に対し、廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異	
	<u>全校</u> に対し、廃棄物管理施設の保安に必要な措直を調するより指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めたときは、所長、センター長、保安	/Ju
に重人な影響があると認めたとさは、所長、ピンター長、保女官理部長、成別禄官理部長 及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。	管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。	
7 環境保全部長又は放射線管理部長は、前項又は第5項の措置を指示するときは、廃棄物	7 環境保全部長又は放射線管理部長は、前項又は第5項の措置を指示するときは、廃棄物	
取扱主任者の同意を得なければならない。	取扱主任者の同意を得なければならない。	
(地震又は火災時の措置)	(地震又は火災時の措置)	
第29条の2 地震又は火災が発生した場合は、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、	第29条の2 地震又は火災が発生した場合は、廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及	 ・減容処理施設準備室長を追
次の各号に掲げる措置を講じなければならない。	び放射線管理第2課長は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。	加
(1) 震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、保安に影響がないこ	(1) 震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、保安に影響がないこ	
とを確認しなければならない。	とを確認しなければならない。	
(2) 火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後に	(2) 火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後に	
施設及び設備を点検し、保安に影響がないことを確認しなければならない。	施設及び設備を点検し、保安に影響がないことを確認しなければならない。	



変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)	変更後(補正後)	備考
2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を廃棄物管理課長に通報しなければならない。	2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長	・減容処理施設準備室長を追
3 廃棄物管理課長は、第1項の確認を行った場合及び前項の通報を受けた場合は、環境保全部長に報告しなければならない。	に通報しなければならない。 3 廃棄物管理課長 <u>及び減容処理施設準備室長</u> は、第1項の確認を行った場合及び前項の通報を受けた場合は、環境保全部長に報告しなければならない。	加 ・減容処理施設準備室長を追 加
	(外部事象発生時の措置) 第29条の3 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、所掌する廃棄物管理施設に対 して以下の外部事象への未然防止措置及び外部事象が発生した際の措置を講じなければな らない。 (1) 竜巻警報発報時の措置 (2) 火山活動による降下火砕物の措置	・外部事象発生時の措置を追 加
	(3) 生物学的事象(微生物及び昆虫の大量発生、小動物の侵入)の発生時の措置 (4) 森林火災発生時の措置 (5) 積雪時の措置(固体廃棄物減容処理施設に限る。) 2 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、外部事象が発生した場合、処理作業を停止	
	し、所掌する廃棄物管理施設の運転を停止する。 3 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、気象庁が発表する気象情報等により、竜 巻の発生する可能性が高まっている領域に大洗研究所の敷地が含まれると予測された場合	
	は、「竜巻措置要領」に基づき、措置を行う。 4 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、気象庁が発表する降灰予報等により火山 の噴火による降灰の到達範囲に大洗研究所の敷地が含まれる場合は「火山降灰警戒要領」 に基づき、措置を行う。	
	5 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、外部事象発生時に備え資機材等を配備する。 6 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、前項までの措置の手順について第4条で 定める手引きに定める。	
(勤務時間外に異常が発生した場合の措置) 第30条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第105条第1項の規定により所 掌する施設で勤務時間外に異常が発生した旨の通報を受けたときは、直ちに現場に赴き、 又は第104条に定める勤務時間外通報連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状 況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。 2 廃棄物管理課長は、前項の調査の結果、その異常が所掌する廃棄物管理施設の保安に影 響を及ぼすと認めたときは、環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課 長へ直ちに通報しなければならない。 3 減容処理施設準備室長は、第1項の調査の結果、その異常が所掌する廃棄物管理施設の	(勤務時間外に異常が発生した場合の措置) 第30条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第105条第1項の規定により所 掌する施設で勤務時間外に異常が発生した旨の通報を受けたときは、直ちに現場に赴き、 又は第104条に定める勤務時間外通報連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状 況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。 2 廃棄物管理課長は、前項の調査の結果、その異常が所掌する廃棄物管理施設の保安に影 響を及ぼすと認めたときは、環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課 長へ直ちに通報しなければならない。 3 減容処理施設準備室長は、第1項の調査の結果、その異常が所掌する廃棄物管理施設の	
保安に影響を及ぼすと認めたときは、環境保全部長へ直ちに通報しなければならない。	保安に影響を及ぼすと認めたときは、環境保全部長 <u>放射線管理第2課長及び環境監視線</u> 量計測課長へ直ちに通報しなければならない。	・放射線管理第2課長及び環 境監視線量計測課長を追加



3 部分は変更部分)

	変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)
(6) 「大洗研究所内放射性物質等運搬規則(以下「運搬規則」という。)」に定める周
	辺監視区域内の運搬であることを示す標識を運搬物及びこれを運搬する車両に取り付
	けること。
(7) 運搬物の線量当量率及び当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率については、
	別表第6-20及び別表第6-21に掲げる値を超えないように措置し、表面密度に
	ついては、別表第6-6の2に掲げる値を準用してこれを超えないように措置するこ
	と。
	廃棄物管理課長は汚染された物を周辺監視区域内で運搬するときは、前項各号に掲げる

措置を講ずるとともに、廃棄物取扱主任者及び放射線管理第2課長の同意を受けなければ

(周辺監視区域内の運搬中における異常時の措置)

- 第34条 前条に規定する放射性廃棄物等の運搬に従事する者は、周辺監視区域内の運搬中 に事故等により安全な運搬が損なわれたと認めたときは、自ら又は付近にいる者に依頼し て、廃棄物管理課長、放射線管理第2課長又は危機管理課長へ直ちに通報するとともに、 関係者以外の者及び関係のない車両を近づかせないための措置その他の応急措置を講じな ければならない。
- 2 前項に規定する課長は、前項の通報を受けたときは、相互に通報し、直ちに現場に赴き、 線量当量率の異常の有無、放射性汚染の有無その他必要な調査を行い、適切な措置を講じ なければならない。
- 3 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、第1項又は前項の通報を受けたときは、そ れぞれの部長へ直ちに通報しなければならない。
- 4 部長は、前項の通報を受けたときは、廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならな
- 5 部長は、第3項の通報を受けたときは、適切な措置を講ずるとともに、所長、センター 長及び保安管理部長に通報しなければならない。

第5章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理

第1節 受入れ

ならない。

第1款 受入れ

(受入れに係る安全の確認)

- 第35条 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物の種類ごとに別表第3-7に掲げる受入れ施設 において受け入れるものとする。
- 2 廃棄物管理課長は、廃液輸送管、配管又は廃液運搬車によって液体廃棄物を受入れると きは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。なお、JMTR原子炉施

(6) 「大洗研究所内放射性物質等運搬規則(以下「運搬規則」という。)」に定める周 辺監視区域内の運搬であることを示す標識を運搬物及びこれを運搬する車両に取り付 けること。

変更後 (補正後)

- (7) 運搬物の線量当量率及び当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率については、 別表第6-20及び別表第6-21に掲げる値を超えないように措置し、表面密度に ついては、別表第6-6の2に掲げる値を準用してこれを超えないように措置するこ と。
- 2 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は汚染された物を周辺監視区域内で運搬する → 減容処理施設準備室長を追 ときは、前項各号に掲げる措置を講ずるとともに、廃棄物取扱主任者及び放射線管理第2 | 加 課長の同意を受けなければならない。

備考

(周辺監視区域内の運搬中における異常時の措置)

第34条 前条に規定する放射性廃棄物等の運搬に従事する者は、周辺監視区域内の運搬中 に事故等により安全な運搬が損なわれたと認めたときは、自ら又は付近にいる者に依頼し て、廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長、放射線管理第2課長又は危機管理課長へ直一・減容処理施設準備室長を追 ちに通報するとともに、関係者以外の者及び関係のない車両を近づかせないための措置そ┃加 の他の応急措置を講じなければならない。

- 2 前項に規定する課長は、前項の通報を受けたときは、相互に通報し、直ちに現場に赴き、 線量当量率の異常の有無、放射性汚染の有無その他必要な調査を行い、適切な措置を講じ なければならない。
- 3 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、第1項又は前項の 通報を受けたときは、それぞれの部長へ直ちに通報しなければならない。

減容処理施設準備室長を追

- 4 部長は、前項の通報を受けたときは、廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならな V 10
- 5 部長は、第3項の通報を受けたときは、適切な措置を講ずるとともに、所長、センター 長及び保安管理部長に通報しなければならない。

第5章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理

第1節 受入れ

第1款 受入れ

(受入れに係る安全の確認)

- 第35条 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物の種類ごとに別表第3-7に掲げる受入れ施設 において受け入れるものとする。
- 2 廃棄物管理課長は、廃液輸送管、配管又は廃液運搬車によって液体廃棄物を受入れると きは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。

化学処理装置の使用の停止 に伴う削除



3 部分は変更部分)

変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)

設から定常的に廃液輸送管により搬入される液体廃棄物であって、あらかじめ廃棄物管理 課長が同意したものについては受入れ後、すみやかに確認するものとする。

- (1) 依頼元から交付される放射性廃棄物に関する記録と一致するものであり別表第5-1に掲げる基準に従って区分され、放射性物質の濃度に係る区分上限値を満足している こと。
- (2) 廃液輸送管、配管又は廃液運搬車による受入れ方法であること。
- (3) 爆発性、強酸性、強アルカリ性等の特殊な液体廃棄物でないこと。
- (4) 機械油、スラッジ、異物等が混入していないこと。
- 3 廃棄物管理課長は、固体廃棄物又は容器入りの液体廃棄物を受け入れるときは、次の各 号に掲げる事項について確認しなければならない。
- (1) 放射性廃棄物管理要領で定められた容器等に封入又は梱包されていること。
- (2) 容器又は包装の密封性及び健全性に異常がないこと。
- (3) 発火性、爆発性等がある物はその物に応じた適切な安定化処理が実施された後、そ の安定化処理の方法の記録が受入れ依頼時の放射性廃棄物に関する記録に添付されてい ること。
- (4) 有機溶液、引火性物質、発泡性物質、有毒性物質及び金属切粉等取扱上注意を要す る物を収納する容器には注意票の添付等の措置が講じられていること。
- (5) 依頼元から交付される放射性廃棄物に関する記録と一致するものであり別表第5-1及び別表第5-1の2に掲げる基準に従って区分され、放射性物質の濃度等に係る区 分上限値を満足していること。
- (6) 放射性廃棄物は、前号に規定する記録に記載された事項と照合できる整理番号及び 別表第5-2に掲げる事項が容器等に表示されていること。
- (7) 線量当量率等に異常がないこと。
- (8) 外観等に異常がないこと。
- 4 廃棄物管理課長は、前2項の規定により確認した場合において、安全上支障があると認 めたときは、当該放射性廃棄物を受け入れないものとする。また、別表第5-1の2の受 入基準を遵守するための特記事項の協議については、放射性廃棄物管理要領に定める協議 を行うこととする。

(協議を要する放射性廃棄物に係る措置)

- 第36条 廃棄物管理課長は、原子炉施設等から受け入れる放射性廃棄物について、協議を 受けたときは、当該放射性廃棄物の受入れに係る安全上必要な措置を検討しなければなら ない。
- 2 廃棄物管理課長は、前項の放射性廃棄物を受入れるときは、協議に基づいた措置が講じ られていることを確認しなければならない。

第2款 一時貯留又は保管

第37条 (省略)

(1) 依頼元から交付される放射性廃棄物に関する記録と一致するものであり別表第5-1に掲げる基準に従って区分され、放射性物質の濃度に係る区分上限値を満足している こと。

変更後 (補正後)

- (2) 廃液輸送管、配管又は廃液運搬車による受入れ方法であること。
- (3) 爆発性、強酸性、強アルカリ性等の特殊な液体廃棄物でないこと。
- (4) 機械油、スラッジ、異物等が混入していないこと。
- 3 廃棄物管理課長は、固体廃棄物又は容器入りの液体廃棄物を受け入れるときは、次の各 号に掲げる事項について確認しなければならない。
- (1) 放射性廃棄物管理要領で定められた容器等に封入又は梱包されていること。
- (2) 容器又は包装の密封性及び健全性に異常がないこと。
- (3) 発火性、爆発性等がある物はその物に応じた適切な安定化処理が実施された後、そ の安定化処理の方法の記録が受入れ依頼時の放射性廃棄物に関する記録に添付されてい ること。
- (4) 有機溶液、引火性物質、発泡性物質、有毒性物質及び金属切粉等取扱上注意を要す る物を収納する容器には注意票の添付等の措置が講じられていること。
- (5) 依頼元から交付される放射性廃棄物に関する記録と一致するものであり別表第5-1及び別表第5-1の2に掲げる基準に従って区分され、放射性物質の濃度等に係る区 分上限値を満足していること。
- (6) 放射性廃棄物は、前号に規定する記録に記載された事項と照合できる整理番号及び 別表第5-2に掲げる事項が容器等に表示されていること。
- (7) 線量当量率等に異常がないこと。
- (8) 外観等に異常がないこと。
- 4 廃棄物管理課長は、前2項の規定により確認した場合において、安全上支障があると認 めたときは、当該放射性廃棄物を受け入れないものとする。また、別表第5-1の2の受 入基準を遵守するための特記事項の協議については、放射性廃棄物管理要領に定める協議 を行うこととする。

(協議を要する放射性廃棄物に係る措置)

- 第36条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、原子炉施設等から受け入れる放射 → 減容処理施設準備室長を追 性廃棄物について、協議を受けたときは、当該放射性廃棄物の受入れに係る安全上必要な 措置を検討しなければならない。
- 2 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、前項の放射性廃棄物を受入れるときは、 協議に基づいた措置が講じられていることを確認しなければならない。

第2款 一時貯留又は保管

第37条 (変更なし)

備考

・減容処理施設準備室長を追



変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)	変更後(補正後)	備 考
第3款 放射性廃棄物の運搬及び輸送	第3款 放射性廃棄物の運搬及び輸送	
 (車両による放射性廃棄物の運搬に係る措置) 第38条 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内において車両により運搬しようとするときは、第33条第1項で定めるもののほか、次の各号に定めるところにより行わなければならない。 (1) 第45条第1項の規定により保管されている放射性廃棄物及び第42条第4号に定めるβ・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽に貯留された液体廃棄物は、廃棄物管理施設等運転手引(以下「運転手引」という。)に定める運搬車両によること。 (2) 容器に封入された液体廃棄物は、受皿、吸収材等を用い、異常な漏えいによる汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。 	 (車両による放射性廃棄物の運搬に係る措置) 第38条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内において車両により運搬しようとするときは、第33条第1項で定めるもののほか、次の各号に定めるところにより行わなければならない。 (1) 第45条第1項の規定により保管されている放射性廃棄物及び第42条第4号に定めるβ・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽に貯留された液体廃棄物は、手引きに定める運搬車両によること。 (2) 容器に封入された液体廃棄物は、受皿、吸収材等を用い、異常な漏えいによる汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。 	加 ・固体廃棄物減容処理施設(廃液貯槽を追加
第39条 (省略)	第39条 (変更なし)	
第2節 廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の管理	第2節 廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の管理	
第40条 (省略)	第40条 (変更なし)	
 (固体廃棄物の受入れ前の措置) 第41条 廃棄物管理課長は、廃棄物管理施設内において発生した固体廃棄物について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 発生箇所、性状等によって、分類し、放射性廃棄物管理要領に定める容器に収納すること。 (2) 発火性、爆発性等がある物はその物に応じて適切な安定化処理を行った後、その安定化処理の方法の記録を受入れ依頼時の放射性廃棄物に関する記録に添付すること。 (3) 有毒性物質、金属切粉等取扱上注意を要する物を収納する容器には注意票の添付等の措置を講ずること。 (4) 第1号の規定により容器に収納した放射性廃棄物中に含まれる主な放射性核種及びその量を推定すること。 (5) 第1号の規定により放射性廃棄物を収納した容器表面の線量当量率を測定すること。 (6) 第1号の措置をした放射性廃棄物は、第4号の推定及び前号の測定の結果に基づき、別表第5-1及び別表第5-1の2に掲げる基準に従って区分すること。 (7) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、放射線管理第2課長と協議して、その措置を講ずること。 	 (固体廃棄物の受入れ前の措置) 第41条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、所掌する廃棄物管理施設内において発生した固体廃棄物について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 発生箇所、性状等によって、分類し、放射性廃棄物管理要領に定める容器に収納すること。 (2) 発火性、爆発性等がある物はその物に応じて適切な安定化処理を行った後、その安定化処理の方法の記録を受入れ依頼時の放射性廃棄物に関する記録に添付すること。 (3) 有毒性物質、金属切粉等取扱上注意を要する物を収納する容器には注意票の添付等の措置を講ずること。 (4) 第1号の規定により容器に収納した放射性廃棄物中に含まれる主な放射性核種及びその量を推定すること。 (5) 第1号の規定により放射性廃棄物を収納した容器表面の線量当量率を測定すること。 (6) 第1号の措置をした放射性廃棄物は、第4号の推定及び前号の測定の結果に基づき、別表第5-1及び別表第5-1の2に掲げる基準に従って区分すること。 (7) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、放射線管理第2課長と協議して、その措置を講ずること。 	・記載の適正化
(液体廃棄物の受入れ前の措置) 第42条 廃棄物管理課長は、廃棄物管理施設内において発生した液体廃棄物について、次 の各号に掲げる措置を講じなければならない。	(液体廃棄物の受入れ前の措置) 第42条 廃棄物管理課長 <u>及び減容処理施設準備室長は、所掌する</u> 廃棄物管理施設内におい て発生した液体廃棄物について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。	・減容処理施設準備室長を 加



亦审品	(会和4年2月10日付け原担担発第22021020号)

- (1) 特殊な液体廃棄物については、主な放射性核種、濃度、化学的性状等により判断し、 分類するとともに、放射性廃棄物管理要領に定める容器に収納すること。
- (2) 発火性、爆発性等がある物はその物に応じて適切な安定化処理を行った後、その安定 化処理の方法の記録を受入れ依頼時の放射性廃棄物に関する記録に添付すること。
- (3) 有機溶液、引火性物質、発泡性物質及び有毒性物質等取扱上注意を要する物を収納す る容器には注意票の添付等の措置を講ずること。
- (4) 第1号に規定する液体廃棄物以外の液体廃棄物については、これを廃棄物管理施設用 廃液貯槽、廃液貯槽 I、廃液貯槽 II、β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽又はα固体処理棟廃 液予備処理装置貯留タンクに貯留すること。この場合において、機械油、スラッジ、異 物等が混入しないよう措置を講ずること。
- (5) 第1号及び前号の規定により放射性廃棄物管理要領に定める容器に収納し、若しくは 廃液貯槽又はタンクに貯留した液体廃棄物は、主な放射性核種及びその濃度に基づき、 別表第5-1に掲げる基準に従って区分すること。
- (6) 第1号の規定により分類した液体廃棄物については、トリチウム以外のβ・γ放射性 物質の濃度が1立方センチメートルにつき37キロベクレル以上(トリチウムについて は1立方センチメートルにつき370キロベクレル以上)又はα放射性物質の濃度が1 立方センチメートルにつき10ミリベクレル以上のときは、固化等の措置を講ずるこ
- (7) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、放射線管理第2 課長と協議して、その措置を講ずること。

(容器表面の線量当量率等の測定)

第43条 廃棄物管理課長は、第41条又は前条の規定により放射性廃棄物を収納した容器 又はこれを収納した輸送用の遮蔽容器について、表面密度及び容器表面等の線量当量率の 測定を行わなければならない。

(放射性廃棄物に係る表示)

第44条 廃棄物管理課長は、第41条又は第42条及び前条の措置を講じた放射性廃棄物 について、容器ごとに別表第5-2に掲げるところにより表示しなければならない。

(放射性廃棄物の保管)

- 第45条 廃棄物管理課長は、第41条又は第42条及び第43条並びに前条の措置を講じ た放射性廃棄物(第42条第4号に規定する液体廃棄物を除く。)について、当該放射性 廃棄物の受入れ施設に受け入れるまでの間、第56条に規定する管理区域の区分を示す図 面において指定されている廃棄物保管場所に保管しなければならない。
- 2 廃棄物管理課長は、前項の廃棄物保管場所に標識を設け、当該区域を壁、柵等の区画物 で区画しなければならない。

変更後(補正後)

備考

廃液貯槽を追加

- (1) 特殊な液体廃棄物については、主な放射性核種、濃度、化学的性状等により判断し、 ・記載の適正化 分類するとともに、放射性廃棄物管理要領に定める容器に収納すること。
- (2) 発火性、爆発性等がある物はその物に応じて適切な安定化処理を行った後、その安定 化処理の方法の記録を受入れ依頼時の放射性廃棄物に関する記録に添付すること。
- (3) 有機溶液、引火性物質、発泡性物質及び有毒性物質等取扱上注意を要する物を収納す る容器には注意票の添付等の措置を講ずること。
- (4) 第1号に規定する液体廃棄物以外の液体廃棄物については、これを廃棄物管理施設用 廃液貯槽、廃液貯槽 I、廃液貯槽 I、β・γ 固体処理棟II廃液貯槽、α 固体処理棟廃液 予備処理装置貯留タンク又は固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽に貯留すること。この場 ・固体廃棄物減容処理施設の 合において、機械油、スラッジ、異物等が混入しないよう措置を講ずること。
- (5) 第1号及び前号の規定により放射性廃棄物管理要領に定める容器に収納し、若しくは 廃液貯槽又はタンクに貯留した液体廃棄物は、主な放射性核種及びその濃度に基づき、 別表第5-1に掲げる基準に従って区分すること。
- (6) 第1号の規定により分類した液体廃棄物については、トリチウム以外のβ・γ放射性 物質の濃度が1立方センチメートルにつき37キロベクレル以上(トリチウムについて は1立方センチメートルにつき3.7キロベクレル以上)又はα放射性物質の濃度が1 立方センチメートルにつき10ミリベクレル以上のときは、固化等の措置を講ずるこ
- (7) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、放射線管理第2 課長と協議して、その措置を講ずること。

(容器表面の線量当量率等の測定)

第43条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第41条又は前条の規定により放 → 減容処理施設準備室長を追 射性廃棄物を収納した容器又はこれを収納した輸送用の遮蔽容器について、表面密度及び 容器表面等の線量当量率の測定を行わなければならない。

・区分の見直しによる変更

(放射性廃棄物に係る表示)

第44条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第41条又は第42条及び前条の ・ 減容処理施設準備室長を追 措置を講じた放射性廃棄物について、容器ごとに別表第5-2に掲げるところにより表示 | 加 しなければならない。

(放射性廃棄物の保管)

- 第45条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第41条又は第42条及び第43 → 減容処理施設準備室長を追 条並びに前条の措置を講じた放射性廃棄物(第42条第4号に規定する液体廃棄物を除 │ 加 く。) について、当該放射性廃棄物の受入れ施設に受け入れるまでの間、第56条に規定 する管理区域の区分を示す図面において指定されている廃棄物保管場所に保管しなければ ならない。
- 2 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、前項の廃棄物保管場所に標識を設け、当 → 減容処理施設準備室長を追 該区域を壁、柵等の区画物で区画しなければならない。

変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)	変更後 (補正後)	備 考
離における線量当量率を 1 時間につき 1 0 0 マイクロシーベルト以下にしなければならない。	離における線量当量率を1時間につき100マイクロシーベルト以下にしなければならない。 3 減容処理施設準備室長は、β・γ固体廃棄物のうち、廃樹脂について減容処理設備で処理を行い、廃棄物管理課長が所掌する受入れ施設へ運搬する。 (α固体廃棄物Αの処理)	・固体廃棄物減容処理施設の 運搬を追加
 第48条 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時保管しているα固体廃棄物Aを、次の各号に定めるところにより処理しなければならない。 (1) 可燃性のものはα焼却装置により焼却処理し、不燃性のものはαホール設備のαホール内において分別処理、圧縮処理又は解体・細断処理をすること。ただし、第4号の固体廃棄物については、この限りでない。 (2) 前号の処理により生じた焼却灰は、ドラム缶に封入すること。また、α固体処理棟廃液予備処理装置で生じたスラッジは、αホール内でセメント等の固化素材により固化した後、ドラム缶に封入すること。 (3) 第1号の処理により生じた分別物、圧縮体又は解体・細断片は、ドラム缶に封入すること。 (4) 第42条第6号の規定により排出元において固化した固体廃棄物は、ドラム缶に封入すること。 2 廃棄物管理課長は、前項第2号から第4号までの規定によりドラム缶に封入するときは、ドラム缶の表面の線量当量率を1時間につき2ミリシーベルト以下にし、かつ、ドラム缶の表面から1メートルの距離における線量当量率を1時間につき100マイクロシーベルト以下にしなければならない。 	 第48条 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時保管しているα固体廃棄物Aを、次の各号に定めるところにより処理しなければならない。 (1) 可燃性のものはα焼却装置により焼却処理し、不燃性のものはαホール設備のαホール内において分別処理、圧縮処理又は解体・細断処理をすること。ただし、第4号の固体廃棄物については、この限りでない。 (2) 前号の処理により生じた焼却灰は、ドラム缶に封入すること。また、α固体処理棟廃液予備処理装置で生じたスラッジは、αホール内でセメント等の固化素材により固化した後、ドラム缶に封入すること。 (3) 第1号の処理により生じた分別物、圧縮体又は解体・細断片は、ドラム缶に封入すること。 (4) 第42条第6号の規定により排出元において固化した固体廃棄物は、ドラム缶に封入すること。 2 廃棄物管理課長は、前項第2号から第4号までの規定によりドラム缶に封入するときは、ドラム缶の表面の線量当量率を1時間につき2ミリシーベルト以下にし、かつ、ドラム缶の表面から1メートルの距離における線量当量率を1時間につき100マイクロシーベルト以下にしなければならない。 	
	3 減容処理施設準備室長は、α固体廃棄物Aのうちチャコールフィルタについて減容処理設備で処理を行い、前項で定めるとおり、ドラム缶に封入し廃棄物管理課長が所掌する受入れ施設へ運搬する。 (α固体廃棄物Bの処理及び保管体の取扱い) 第48条の2 減容処理施設準備室長は、α固体廃棄物B及び保管体について減容処理設備により開梱、分別、切断及び解体を行う。また、焼却溶融処理を行い、金属製容器に充填し廃棄物管理課長が所掌する施設へ運搬する。 2 減容処理施設準備室長は、固体廃棄物の処理に係る核燃料物質の取扱いについて、別表第4-1に掲げるところにより行わなければならない。	運搬を追加 ・ 固体廃棄物減容処理設備の
(α 固体廃棄物Bの封入措置) 第49条 廃棄物管理課長は、 α 固体廃棄物Bについては、 α 封入設備により管理番号の付された密封容器(\upalpha \upalpha 0.5m×0.8mH(L型)、 \upalpha 0.4m×0.5mH(S型)又は \upalpha 0.3m×0.45mH(G型))に気密封入しなければならない。ただし、発生元において次の各号に掲げる措置が講じられていることが確認されているものについては、この限りでない。	(α 固体廃棄物 B の封入措置) 第49条 廃棄物管理課長は、 α 固体廃棄物 B については、 α 封入設備により管理番号の付された密封容器(\upalpha \upalpha \upalpha 0.5m×0.8mH(L型)、 \upalpha 0.4m×0.5mH(S型)又は \upalpha 0.3m×0.45mH(G型))に気密封入しなければならない。ただし、発生元において次の各号に掲げる措置が講じられていることが確認されているものについては、この限りでない。	



万国立明九州光伍八日平原 1 万明九州光候 悟八 优明九/月虎朱初 1	印7年40天日7	
変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)	変更後(補正後)	備考
 (1) α固体廃棄物Bを溶接若しくは圧着方式により密封容器に気密封入し、若しくはあらかじめ密封包装されたα固体廃棄物Bをパッキング及びクランプ機構を備えた密封容器に密封し、又はこれらと同等以上の密封性能を備えた密封容器に密封されていること。 (2) 密封容器の外表面に管理番号が付されていること。 	 (1) α固体廃棄物Bを溶接若しくは圧着方式により密封容器に気密封入し、若しくはあらかじめ密封包装されたα固体廃棄物Bをパッキング及びクランプ機構を備えた密封容器に密封し、又はこれらと同等以上の密封性能を備えた密封容器に密封されていること。 (2) 密封容器の外表面に管理番号が付されていること。 	
(液体廃棄物の処理) 第50条 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時貯留している液体廃棄物(有機廃液を除く。)を、次の各号に定めるところにより処理をしなければならない。ただし、放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき370ミリベクレル未満のもの、又は主たる核種が短半減期であることを確認した液体廃棄物を一時貯留して減衰させ、上記の放射性物質の濃度未満になったときは、この限りでない。 (1)液体廃棄物Aは、次の方法によること。 「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	(液体廃棄物の処理) 第50条 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時貯留している液体廃棄物(有機廃液を除く。)を、次の各号に定めるところにより処理をしなければならない。ただし、放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき370ミリベクレル未満のもの、又は主たる核種が短半減期であることを確認した液体廃棄物を一時貯留して減衰させ、上記の放射性物質の濃度未満になったときは、この限りでない。 (1)液体廃棄物Aは、次の方法によること。 (削る)	化学処理装置の使用の停止 に伴う変更
□ 廃液貯槽 I で一時貯留している、物理的化学的性質が多様な主に実験系廃液は、廃液貯槽 I で p H 調整等を行った後、廃液蒸発装置 I により処理する。また、生じた濃縮液は廃液貯槽 II に貯留すること。 △ 廃液貯槽 II で一時貯留している液体廃棄物 A 及び廃液蒸発装置 I で生じた濃縮液は、廃液貯槽 II で p H 調整等を行った後、廃液蒸発装置 II により処理する。また、生じた濃縮液は廃液蒸発装置 II の濃縮液受槽に貯留し、セメント固化装置によってドラム缶に固化すること。 (2) 液体廃棄物 B は、廃液貯槽 II で p H 調整等を行った後、廃液蒸発装置 II により処理する。また、生じた濃縮液は廃液蒸発装置 II の濃縮液受槽に貯留し、セメント固化装置によってドラム缶に固化すること。 (3) 前 2 号の処理により生じた化学処理上澄液及び蒸発処理凝縮液等並びに第1項のただし書に規定する液体廃棄物(以下この章において「処理済廃液」という。)は、次の方法により貯留すること。 イ 放射性物質濃度が、告示に定める濃度限度を下まわることが明らかな場合には、処理済廃液貯槽又は廃液貯槽 I に、また、それ以外の場合には、廃液貯槽 I に移す。	 	・項番の繰上げ(以下同じ。)
ロ 廃液貯槽 I の処理済廃液は、放射性物質濃度を測定した後、濃度限度を下まわるようあらかじめ必要に応じて希釈水を貯留した処理済廃液貯槽又は排水監視設備に移送する。 2 廃棄物管理課長は、前項第3号の処理済廃液を廃棄物管理施設から一般排水溝へ放出しようとするときは、第83条第1項の規定により放射線管理第2課長の同意を得なければならない。	 戸 廃液貯槽 I の処理済廃液は、放射性物質濃度を測定した後、濃度限度を下まわるようあらかじめ必要に応じて希釈水を貯留した処理済廃液貯槽又は排水監視設備に移送する。 2 廃棄物管理課長は、前項第3号の処理済廃液を廃棄物管理施設から一般排水溝へ放出しようとするときは、第83条第1項の規定により放射線管理第2課長の同意を得なければならない。 	



変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)	変更後 (補正後)	備 考
3 廃棄物管理課長は、管理区域において可燃性物質を多量に保管する場合には、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。 (1) 明確に区画された場所を設定すること。 (2) 延焼のおそれがないように設定すること。 (3) 消火器、消火砂などを配置すること。	3 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、管理区域において可燃性物質を多量に保管する場合には、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。 (1) 明確に区画された場所を設定すること。 (2) 延焼のおそれがないように設定すること。 (3) 消火器、消火砂などを配置すること。 4 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、原則管理区域内での可燃物の保管を行わない。ただし、業務に必要な物については金属製キャビネット等で保管することとし、金属製キャビネット等に保管できない場合は不燃材で覆うなどの措置を行わなければならない。 5 課長は、火災発生時の措置については手引きの中で定める措置を講じなければならない。	加
第2款 管理区域の出入管理	第2款 管理区域の出入管理	
(管理区域に係る遵守事項) 第60条 廃棄物管理課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。 (1) 第56条に規定する管理区域の区分を示す図面において示す出入口から出入すること。 (2) 個人線量計(放射線業務従事者の被ばく線量の評価を目的とする基本線量計又は個人の被ばく管理若しくは作業管理を目的とする補助線量計)を着用すること。ただし、一時立入者にあっては、代表者に着用させることをもって足りるものとする。 (3) 喫煙及び飲食を行わないこと。 (4) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服、着用した個人線量計等の汚染検査を行い、別表第6-5に掲げる表面密度を超える汚染のないことを確認すること。 2 廃棄物管理課長は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示しなければならない。 3 廃棄物管理課長は、第1項第4号の汚染検査において異常が発見された場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。 4 廃棄物管理課長は、汚染検査において異常が発見された旨の通報を受けたときは、第90条の規定により措置しなければならない。 5 廃棄物管理課長は、第1種管理区域に立ち入る者に、保護衣及び保護靴を着用させなければならない。	(管理区域に係る遵守事項) 第60条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。 (1) 第56条に規定する管理区域の区分を示す図面において示す出入口から出入すること。 (2) 個人線量計(放射線業務従事者の被ばく線量の評価を目的とする基本線量計又は個人の被ばく管理若しくは作業管理を目的とする補助線量計)を着用すること。ただし、一時立入者にあっては、代表者に着用させることをもって足りるものとする。 (3) 喫煙及び飲食を行わないこと。 (4) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服、着用した個人線量計等の汚染検査を行い、別表第6-5に掲げる表面密度を超える汚染のないことを確認すること。 2 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示しなければならない。 3 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第1項第4号の汚染検査において異常が発見された場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。 4 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第1種管理区域に立ち入る者に、保護衣及び保護靴を着用させなければならない。 5 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第1種管理区域に立ち入る者に、保護衣及び保護靴を着用させなければならない。 6 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、管理区域内への物品の持ち込みに関して内容物の確認を行う。	・減容処理施設準備室長を追加・減容処理施設準備室長を追加・減容処理施設準備室長を追加・減容処理施設準備室長を追加
第 6 1 条 (省略)	第61条 (変更なし)	
第3款 周辺監視区域の管理	第3款 周辺監視区域の管理	



変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)	変更後(補正後)	備 考	
(周辺監視区域の指定) 第62条 周辺監視区域は、 <u>別図第6-33</u> に示すとおりとする。	(周辺監視区域の指定) 第62条 周辺監視区域は、 <u>別図第6-35</u> に示すとおりとする。	・図番号の変更	
(周辺監視区域の管理) 第63条 核物質管理課長は、周辺監視区域について、境界に柵等を設けるとともに別記様式第6-2に示す標識を設けなければならない。 2 核物質管理課長は、職員等以外の者を周辺監視区域に立ち入らせるときは、その者に対し、保安上必要な注意を与えなければならない。	(周辺監視区域の管理) 第63条 核物質管理課長は、周辺監視区域について、境界に柵等を設けるとともに別記様式第6-2に示す標識を設けなければならない。 2 核物質管理課長は、職員等以外の者を周辺監視区域に立ち入らせるときは、その者に対し、保安上必要な注意を与えなければならない。 3 核物質管理課長は、大洗研究所内に搬入する郵便物及び宅配物の内容物について確認を行う。	・研究所内への郵便物宅配物の確認について追加	
第4款 作業環境の管理	第4款 作業環境の管理		
(線量当量率等の測定) 第64条 放射線管理第2課長は、管理区域における線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度を別表第6-7に掲げるところにより測定しなければならない。 2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果を毎月1回廃棄物取扱主任者に報告及び廃棄物管理課長に通知するとともに、線量当量率及び表面密度の測定結果を管理区域の出入口又は管理区域に立ち入る者の目につきやすい場所に掲示しなければならない。	(線量当量率等の測定) 第64条 放射線管理第2課長は、管理区域における線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度を別表第6-7に掲げるところにより測定しなければならない。 2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果を毎月1回廃棄物取扱主任者に報告及び廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長に通知するとともに、線量当量率及び表面密度の測定結果を管理区域の出入口又は管理区域に立ち入る者の目につきやすい場所に掲示しなければならない。		
第65条(省略)	第65条 (変更なし)		
(表面汚染に係る措置) 第66条 廃棄物管理課長は、第64条第2項の規定により放射線管理第2課長から表面密度が別表第6-9に掲げる値を超えた旨の通知を受けたときは、同表の値以下になるよう汚染の除去をしなければならない。 2 廃棄物管理課長は、前項の汚染の除去が困難なときは放射線管理第2課長と協議し、汚染の拡大防止の措置を講じなければならない。	(表面汚染に係る措置) 第66条 廃棄物管理課長 <u>及び減容処理施設準備室長</u> は、第64条第2項の規定により放射 線管理第2課長から表面密度が別表第6-9に掲げる値を超えた旨の通知を受けたとき は、同表の値以下になるよう汚染の除去をしなければならない。 2 廃棄物管理課長 <u>及び減容処理施設準備室長</u> は、前項の汚染の除去が困難なときは放射線 管理第2課長と協議し、汚染の拡大防止の措置を講じなければならない。	加	
(立入制限区域に係る措置) 第67条 廃棄物管理課長は、第64条第2項の通知を受けた場合において線量当量率、表面密度若しくは空気中の放射性物質の濃度が、別表第6-10に掲げる値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、当該区域を立入制限区域に指定し、周囲に縄張り、柵等を設けるとともに、当該区域が立入制限区域である旨の表示をしなければならない。	(立入制限区域に係る措置) 第67条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第64条第2項の通知を受けた場合において線量当量率、表面密度若しくは空気中の放射性物質の濃度が、別表第6-10に掲げる値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、当該区域を立入制限区域に指定し、周囲に縄張り、柵等を設けるとともに、当該区域が立入制限区域である旨の表示をしなければならない。		
2 廃棄物管理課長は、その指揮又は監督に係る放射線業務従事者を立入制限区域に立ち入らせようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得なければならない。ただし、1週	2 廃棄物管理課長 <u>及び減容処理施設準備室長</u> は、その指揮又は監督に係る放射線業務従事者を立入制限区域に立ち入らせようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得なけれ		



変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)	変更後(補正後)	備考
第71条(省略)	第71条(変更なし)	
(被ばくの防止) 第72条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、その指揮又は監督する放射線業務従 事者の線量が別表第6-3に掲げる線量限度を超えないよう管理しなければならない。	(被ばくの防止) 第72条 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、その指揮又は監督する放射線業務従事者の線量が別表第6-3に掲げる線量限度を超えないよう管理しなければならない。 2 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、放射線業務従事者以外の者については大洗研究所放射線安全取扱手引で定める管理を行う。	
第73条~第79条 (省略)	第73条~第79条 (変更なし)	
	(気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値) 第79条の2 減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設から気体廃棄物を放出するときは、気体廃棄物中の放射性物質の放出量が別表第6-13の2に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるように管理しなければならない。	・気体廃棄物中の放射性物質 に係る放出管理目標値を追 加
(気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定) 第80条 放射線管理第2課長は、 <u>前条</u> に規定する管理のため、廃棄物管理施設の排気設備 から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を測定しなければならない。	(気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定) 第80条 放射線管理第2課長は、 <u>第79条及び79条の2</u> に規定する管理のため、廃棄物 管理施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を測定しなければなら ない。	・記載の適正化
 2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、別表第6-13に掲げる放出管理 基準値の定められている廃棄物管理施設から放出される気体廃棄物中の放射性物質につい て、施設ごとに、3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出しなければな らない。 3 放射線管理第2課長は、前項の規定により気体廃棄物中の放射性物質の平均濃度及び放 	2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、別表第6-13に掲げる放出管理 基準値及び別表第6-13の2に掲げる放出管理目標値の定められている廃棄物管理施設 から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、施設ごとに、3月間の平均濃度並び に3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない 3 放射線管理第2課長は、前項の規定により気体廃棄物中の放射性物質の平均濃度及び放	・放出管理目標値の追加
出量を算出したときは、その結果を3月ごとに廃棄物管理課長及び環境監視線量計測課長 に通知するとともに、廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。	出量を算出したときは、その結果を3月ごとに廃棄物管理課長 <u>、減容処理施設準備室長</u> 及び環境監視線量計測課長に通知するとともに、廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。	
第81条~第84条の2 (省略)	第81条~第84条の2 (変更なし)	
(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定) 第84条の3 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。 2 環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標について、放射線管理部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 3 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。	(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定) 第84条の3 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。 2 環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標について、放射線管理部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 3 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。	



_ 3	部分	は変	更部	分

変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)	変更後(補正後)	備 考
(点検及び性能の維持) 第86条 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、廃棄物管理施設の放射線測定機器を毎週1回以上巡視し、その性能を正常に維持するように管理しなければならない。ただし、廃棄物管理施設の操作が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。 2 環境監視線量計測課長は、別表第6-17に掲げる放射線測定機器について、設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行わなければならない。	(放射線測定機器の管理) 第86条 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、廃棄物管理施設の放射線測定機器を毎週1回以上巡視し、その性能を正常に維持するように管理しなければならない。 ただし、廃棄物管理施設の操作が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。 (削る)	・第二項削除に伴う条名の修正・定期事業者検査に移行のため削除
	(定期事業者検査) 第86条の2 原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各 号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃棄物取扱主任者の 同意を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1 号への予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。 (1) 定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハーラ定期間 ニ 定量的な施設管理目標 (2) 定期事業者検査要領 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハー検査的条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準 2 環境監視線量計測課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に 必要な情報を提供しなければならない。 3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し検査成績書を取りまとめ、廃棄物取扱主任者の確認を受けなければならない。 4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、環境監視線量計測課長に通知しなければならない。 5 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長に通知しなければならない。	
	(修理及び改造) (修理及び改造) 第86条の3 環境監視線量計測課長は、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造 造を行うことができる。	・環境監視線量計測課長が 行う修理及び改造に係る記 載を追加

変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)	変更後(補正後)	備考
	2 環境監視線量計測課長は、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改	
	造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造	
	計画を作成し、放射線管理部長の同意を得なければならない。	
	(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称	
	(2) 修理及び改造の内容	
	(3) 担当者の氏名	
	(4) 予定期間	
	3 放射線管理部長は、前項に同意した場合は、所長の承認を得る。これを変更しようとす	
	る場合も、同様とする。	
	4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、廃棄物取扱主任者の同意を得る。	
	5 環境監視線量計測課長は、第3項の承認を得たときは、廃棄物管理課長及び減容処理施	
	設準備室長に通知しなければならない。	
	6 環境監視線量計測課長は、修理及び改造計画に基づく作業が終了したときは、放射線管	
	理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長に通知しなければ	
	<u>ならない。</u>	
	(使用前事業者検査)	 - 環境監視線量計測課長が列
	第86条の4 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の	
	各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃棄物取扱主任者	横査に係る記載を追加
	の同意を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第	次五(-)/(0 H1-4)(2 2/4)
	1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限	
	りでない。	
	(1) 使用前事業者検査計画	
	イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称	
	口検査の内容	
	(2) 使用前事業者検査要領	
	イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称	
	ロ 検査の項目及び検査場所	
	ハ 検査前条件	
	ニ 検査の確認方法及び検査手順	
	ホー検査の判定基準	
	2 環境監視線量計測課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査	
	に必要な情報を提供しなければならない。	
	3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を	
	実施し、検査成績書を取りまとめ、廃棄物取扱主任者の確認を受けなければならない。	
	4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、環境監視線量計測	
	課長に通知しなければならない。_	



変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)	変更後(補正後)	備考
 6 環境保全部長は、前項の報告を受けたときは、所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、放射線管理部長に通知しなければならない。 7 環境監視線量計測課長は、第1項の規定により外部被ばくに係る線量が警戒線量又は線量限度を超えたと認めた場合において、内部被ばくに係る線量の測定及び評価の必要があると認めるときは、第88条第3項の規定により措置しなければならない。 8 環境監視線量計測課長は、第1項の規定により内部被ばくに係る線量が警戒線量又は線量限度を超えたと認めたときは、その都度その者の基本線量計について、第88条第2項の規定により措置しなければならない。 9 環境監視線量計測課長は、前2項の措置の結果得られた外部被ばくに係る線量と内部被ばくに係る線量を合算して、その結果を放射線管理部長に報告しなければならない。 10 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者に通知しなければならない。 	 6 環境保全部長は、前項の報告を受けたときは、所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、放射線管理部長に通知しなければならない。 7 環境監視線量計測課長は、第1項の規定により外部被ばくに係る線量が警戒線量又は線量限度を超えたと認めた場合において、内部被ばくに係る線量の測定及び評価の必要があると認めるときは、第88条第3項の規定により措置しなければならない。 8 環境監視線量計測課長は、第1項の規定により内部被ばくに係る線量が警戒線量又は線量限度を超えたと認めたときは、その都度その者の基本線量計について、第88条第2項の規定により措置しなければならない。 9 環境監視線量計測課長は、前2項の措置の結果得られた外部被ばくに係る線量と内部被ばくに係る線量を合算して、その結果を放射線管理部長に報告しなければならない。 10 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者に通知しなければならない。 	
第92条~第93条 (省略)	第92条~第93条 (変更なし)	
	(気体廃棄物に係る放出管理目標値を超えた場合等における措置) 第93条の2 放射線管理第2課長は、気体廃棄物中の放射性物質の放出量が別表第6-1 3の2に掲げる放出管理目標値を超えた、又は超えるおそれがあると認めたときは、放射 線管理部長、減容処理施設準備室長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。 2 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、所長、センター長、環境保全部長及び 廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。 3 環境保全部長は、前項の通報を受けたときは、減容処理施設準備室長にその原因の調査 を指示し、次の各号の措置を講じなければならない。 (1) 原因の究明 (2) 原因の究明後の復旧 4 環境保全部長は、前項の措置を講じたときは、その結果を所長、センター長及び廃棄物 取扱主任者へ直ちに報告するとともに放射線管理部長に通知しなければならない。 5 所長は、前項の報告を受けた場合は、環境保全部長に対し、運転計画の変更等の措置を 指示しなければならない。 6 環境保全部長は、前項の指示により措置を講じたときは、その結果をセンター長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに放射線管理部長に通知しなければならない。 7 環境監視線量計測課長は、第1項の通報を受けたときは、放出管理目標値の定められている核種の放出量に基づき、周辺監視区域外における1年間の実効線量を算出しなければならない。 8 環境監視線量計測課長は、前項の実効線量の算出を行ったときは、その結果を放射線管 理部長に報告するとともに、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。	・気体廃棄物に係る放出管理目標値を超えた場合等における措置について追加

変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)				変更後(補正後)				備考		
別表第1-1 廃棄物管理施設の区分	別表第1-1 廃棄物管理施設の区分			別表	別表第1-1 廃棄物管理施設の区分					
		放射線管	管理施設					放射線管	管理施設	
本体施設特	寺定施設	屋内管理用 放射線管理	屋外管理用 放射線管理 備		本体施設		特定施設	屋内管理用放射線管理	屋外管理用放射線管理 備	
(2) 廃棄物管理設備本体の処理 施設 (3) タ	空気圧縮設備 気体廃棄物の 棄施設	設備別表第6-18(排気モニタ及び排水モニタリ	設備別表第6-17及び別表第6-18(室内空気18(室内空気モニタ、エリアモニタ及びロー	(2) (3) (4) (5)	建物等 廃棄物管理設備本体の処理 施設 廃棄物管理設備本体の管理 施設 放射性廃棄物の受入れ施設 計測制御系統施設 その他特定施設以外の設備	(2) (3)	空気圧縮設備 気体廃棄物の 廃棄施設	設 備 別表第6-18	設 開表第6-17、 別表第6-18 (室内空気モニタ、エリアモニタ及びローカルサンプリング装置を除く。) 及び別表第6-18の 2(室内空気モニ	 ・記載の適正化 ・固体廃棄物減容処理施設に係る別表の追加
別表第1-2 (省略)				別表	長第1-2 (変更なし)					
別表第2の2-1 削除				別才	長第2の2-1 削除					

変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)				変更後(補正後)				
別表第20	の2-2 重要度分類と検	食査及び試験を行う者		別表第20	の2-2 重要度分類と権	検査及び試験を行う者		
分 類	定義	検査及び試験を行う者	廃棄物管理施設	分 類	定義	検査及び試験を行う者	廃棄物管理施設	
クラス1	(省略)	(省略)	(省略)	クラス1	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
ラス2	(省略)	(省略)	(省略)	クラス 2	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
ウラス 3	るもの及び対応上必要 なものであって、クラ	び試験手順に係る教育 を実施した後、検査及 び試験を実施させる。	β・γ貯蔵セル、β・γ封入 設備、α固体貯蔵施設、α焼却装置、αホール設備、化学処理装置、廃液蒸発装置 Ⅱ、セメント固化装置、β・γ圧縮装置 I、β・γ圧縮装置 I、β・γ圧縮装置 I、β・γ焼却装置 I、β・γ焼却装置 I、β・γ焼却装置 I 、 P で P で P で P で P で P で P で P で P で P	クラス3	るもの及び対応上必要 なものであって、クラ	び試験手順に係る教育 を実施した後、検査及 び試験を実施させる。	β・γ貯蔵セル、β・γ封 入設備、α封入設備、α固体財蔵施設、α焼却装置、α焼却装置、α焼却装置 I、廃液蒸発装置 I、廃液蒸光装置 I、β・γ圧縮装置 I、β・γ圧縮装置 I、β・γ圧縮装置 I、焼却装置 I、焼却装置 I、焼助槽 I、麻麻 財標 I、 大阪 中槽 I、 大阪 中槽 I、 大阪 中槽 I、 大阪 中華 I、 大阪 中華 I、 大阪 中華 I 、	・化学処理装置の使用の止に伴う削除・減容処理設備の追加

	部分は変更部分)
--	----------

				変則	更前	(令	·和4 ⁴	年2月	月10日	日付に	ナ原規	見規多	発第2	2202	1020)号)														変更	後(補正行	後)										備考	<u> </u>
() () ()	・総則 (廃管-QAM-01) ・ 毛恵 庄 今 哲 要 音	-QAM-02)			1	I	ı	- 廃棄物管理施設等運転	手引(廃管-qAM-11) ・保守管理要領 (廃管-QAM-12)	(The words of Fig.)			・設計・開発管理要領 ()廃管-QAM-05)	- 廃棄物管理施設等運転	手引 (施裕-QAM-11) • 床斗管埋要徵 (成称-QAM-12)	- 監査 - 4MM-12) - 監視機器及び測定機器 の管理要領 (100% 500,000)	(Setti-qM-07)	・検査及び試験の管理要 質 (廃管-QAM-08)		ı		製塩保全部 (一×・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・総則(施管-QAM-VI)	-QAM-02)			ı		 廃棄物管理施設等運転	手引 (施管-QAM-11) ・保守管理要領 (廃管-QAM-12)	·固体廃棄物減容処理施 設運転手引			(院替-QAM-05)	· 廃棄物管理施設等運転 手引 (廃管-QM-11) G4等期期份	(原管-QM-12) - 固体廃棄物減容処理施設運転手引	・監視機器及び測定機器 の管理要領 (廃管-QAM-07)	- 検査及び試験の管理要 領 (略管-QAM-08)		1		・建設段階 ・固体廃棄 運転手引	棄物減額	
(二次文	· 総則 (ONTF-QAN-01)	F-QM-02)			1	ı	1	ı		ı			・設計・開発管理要質 (OWTF-QAM-05)	ı	ı	・監視機器及び測定機器 の管理要領 (court out of		・検査及び試験の管理要 質 (OWTF-QAM-08)		ı		が理が	・総買 (修理-0-1)	الر	ı		ı				ı		ı	1 1		I	ı	I	ı	1				
	・総則 (管理-QAM 01)				ı	1	1	I		I		1	ı	1	I	1			ı	ı		放射線管理部(一米マ素)	・総則 (放着部-QAM-01)	当文でスカガスの 第一QAM-02)	1		ı		- 運転及び保守の管理要	領(放管部-QAM-09)			——————————————————————————————————————	(放管部 QAN-05)	・運転及び保守の管理要 鎖(放管部-QAM-09)		・監視機器及び測定機器 の管理要領 (放管部-QAM-06)	- 検査及び試験の管理要 領(放管部-QAM-08)		1				
双图整置推动 (二次文章)	·総則(放管部-QAM-01) · 由財産分類期額(防衛	第~QAM-02)	1		1	ı	ı	・運転及び保守の管理要	-JW-			1	・設計・開発管理要領 (放管部 QAM-05)	・運転及び保守の管理要	領(放管部-QAM-09)	・監視機器及び測定機器の管理要額	(JKK-1815-194M-06)	・検査及び試験の管理要 領(放管部-QAM-08)		ı		保安管理部(一本中報)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	-0AM-02)	1	-	ı		― 運転及び保守の管理要	倒 (保安-GAM-09)			ı		週転及び保守の管理要 質 (保安-QAM-09)		ı	ı	ı	1				
米女官組即 (二次文書)	·総則 (保安-GAM-01) · 和斯康公翰斯德 (保少	48 × (x, 1) × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	1		ı	ı	1	- 運転及び保守の管理要	Ţ			1	ı	- 運転及び保守の管理要	質 (保安-QAM-09)		1		I	ı		原子力循環核由組	・総則 (大核-QAN-01)	1			ı		- ・業務の管理要領 (大	3			1		・業務の管理要領 (大 検-qAM-08)		1	I	ı	1				
原十万屬政衛命軍 (二次文書)	・総則 (大検-QAM-01)	1				ı	ı	・業務の管理要領(大	₩-6			1	ı	・業務の管理要領(大	₩-QAM-08)				I	ı		大治母兆男(1キャ素)	ii <	H究所文書及び記録の管 (1.11 cm. cm.)	理要額(大洗 QAM-01) ・安全文化の育成及び維持並び に関係法令等の遵守活動規則	QAM-23)	・原士炉施設等安全審查委員会 規則(大洗 QMI-12) ・品質保証推進委員会規則 (大洗 QMI-11)		开究所教育・訓練管理要 chr qAM-07) 対策規則	E QAM-21) F究所放射線安全取扱手 c洗 QAM-61)	F完所内放射性物質等運 則 5 QAM-22)	·大法研究所放射性廃棄物管理 要價 (大洗 qxM-81) ·大洗研究所P I 設定評価要質	E QAM-24) F発所フリーアクセス対 賞(大洗 QAM-25)	一 研究所調達管理要領(大	N 02./	I	ı	—— 研究所原子炉施設、核燃 {使用施設、廃棄物管理	独立検査組織運営規則 QAN-41) 研究所溶接検査要領	へいからいたのである。 (大洗 QM-42) ・大洗研究所不適合管理並びに 是正処置及び未然防止処置	(大法 QAM-03)			
へかが 元別 (二次文書)		· 大洗研究所文書及び記錄 小祭細面館/十造 GML-01	の管理要領(大死,QAM-01) ・安全文化の育成及び維持 並びに関係法令等の遵守	活動規則(大洗 QAN-23)	- 原子炉施設等安全審査委 ロヘルコパールの1000	貞会規則(大洗 4AN-12) ・品質保証推進委員会規則 (大洗 4AN-11)	数据器 - 祥庙出级苗块土。 ————————————————————————————————————	・ ス元が北元月表 日・ 司献日 理要領 (大洗 QAM-07) ・事故対策規則	(大売 qAM-21) ・大洗研究所放射線安全取 扱手引(大洗 qAM-61)	·大洗研究所内放射性物質 等運搬規則 (大洗 QMI-22)	·大洗研究所放射性廃棄物 管理要假(大洗 (JAM-81) ·大洗研究房 D I 設定評価	要領(大売 QAM-24) ・大売研究所フリーアクセ スかに東部(ナギ OAM-25)	超祖 电效力 电光线 机大工	(大浒 QAN-02)	I	ı	1	·大洗研究所原子炉施設、 核燃料物質使用施設、廃棄 # ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	97 年年度に 公立代章配置22 第2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	· 大祝研究所溶核模型要调 (大清·QM—42) · 大冼研究所不適合管理並 びに是正処臘及び未然防	正空画奏画(大宮 MAN-US) エジュル、ナサギ・	/ イナム 大市体:					(宋祥参真独の)	コー実施要領	常田東飯		・大路 機制 (大路	・大路道・大路道・大路道・大路道・大路道・大路道・大路道・	(A&) - 大洗(- 大洗(ー 選定管理要賞 ・大洗4 ※ 0.4	N n/i			施東嶺 (QS-P03)	施設 (大浴	然防				
→ (二次文明)		文書及び記錄管理要領 (ne-no1)	(QS-A01) ・安全文化の育成及び維持 並びに関係法令等の遵守	5動に係る実施要領 QS-A09) 3個目標の設定管理要領	(S-A11) 中央安全審査・品質保証	5月公の場面について (S-A04)	・レベジメントレビュー	収 日 訓 戦 官 年 安 関 SS-A07) (8名の計画及び実施管理	長師 (QS-A12)			ı	日本 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	Mail (QS-G01)	I	1	·原子力安全監查実施要額 (OS-DO3)		ı	・不適合管理並びに是正及 び未然防止処置要領	、7 % 个 / 樹 II	- 1		・文書及び記録管理要領 (48-A01)	・安全文化の育成及び維特並びに関 係法令等の遵守活動に係る実施要	領 (qS-A09) - 品質目標の設定管理要領 (qS-A11)	・ 田央女公事会・店・ ン 運搬について (QS-	・マネジ (0S-P02	 教育訓練管理 (QS-A07) 業務の計画及 	(QS-A12)				・調達先の評価・選	(100 00)	I		・原子力安全監査実	1	・不適合管理並びに是正及び未 止処器要領 (0S-A03)	CON ENSINE TO THE			
(QS-P08) (一次文章)	- 80 EE				4	71	5.6 マネジメントレビュー 5.6 マネジメントレビュー 6.6 マネジメントレビュー 6.6 マネジメントレビュー 7.6 にゅっしゅ 8.4 世間ロバ	0.2.2.7) 開、牧戸・聖養久ら・・ 記職 ((())	BV.	7.1 業務の計画		7.2.3 外部とのコミュニケーション	衆難・	7. 4 調節	7.5 業務の実施	7.6 監視機器及び測定機器 の管理			8.2.4 検査及び試験	8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置等	8.5.3 未然防止処置 ((()) (()) (()) (()) (()) (()) (()) (i iia	(中文文中)	4.2.3 文書管理	4.2.4 記録の管理 5.1 経営者の関与	5.4.1 品質目標	5.5.4 内部コミュニケーョン	5.6 マキジメントレビュー	6.2.2 力量、教育・訓練及 認識		7.1 業務の計画		7.2.3 外甥とのコミュニーション	7.3 設計・開発7.4 調達		7.5 業務の実施	7.6 監視機器及び割定機器の管理	8.2.2 內部監査	8.2.4 検査及び試験	8.3 不適合管理8.5.2 是正營曆等	8.5.3 未然防止処置			

	変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)		変更後(補正後)	備考
	作の条件	別表第3-1 搏	操作の条件	
設 備	操作の条件	設 備	操作の条件	
廃液貯槽 I	(1) 化学処理するときの薬注条件は、被処理液の性状によりpHの 調整など化学処理に適合するように設定すること。 (2) 蒸発処理するときの薬注条件は、被処理液の性状により発泡の 抑制処置、pHの調整など蒸発処理に適合するように設定するこ と。 (3) 薬注条件を設定するときは、被処理液等のジャーテストの結果 を参照して行うこと。	廃液貯槽 I	(削る) (1) 蒸発処理するときの薬注条件は、被処理液の性状により発泡の抑制処置、p Hの調整など蒸発処理に適合するように設定すること。 (2) 薬注条件を設定するときは、被処理液等のジャーテストの結果を参照して行うこと。	・化学処理装置の使用の停止に伴う削除・項番の繰上げ(以下同じ。)
廃液貯槽Ⅱ	薬注条件は、被処理液の性状により発泡の抑制処置、p Hの調整など蒸発処理に適合するように設定すること。	 廃液貯槽 II	薬注条件は、被処理液の性状により発泡の抑制処置、p Hの調整など蒸発処理に適合するように設定すること。	
化学処理装置	(1) 薬注条件は、3.7Bq/cm³から370mBq/cm³程度の濃度の液体廃 棄物に対して除染係数10以上を目標に設定すること。 (2) 薬注条件を設定するときは、被処理液等のジャーテストの結果 を参照して行うこと。	_(削る)_	<u>(削る)</u>	・化学処理装置の使用の停止に伴う削除
廃液蒸発装置 I	(省略)	廃液蒸発装置 I	(変更なし)	
廃液蒸発装置Ⅱ	(省略)	廃液蒸発装置Ⅱ	(変更なし)	
セメント固化装置	(省略)	セメント固化装置	(変更なし)	
処理済廃液貯槽 排水監視設備	(省略)	処理済廃液貯槽 排水監視設備	(変更なし)	
β・γ圧縮装置Ι	(省略)	β • γ 圧縮装置 I	(変更なし)	
β・γ圧縮装置Ⅱ	(省略)	β・γ圧縮装置 II	(変更なし)	
β・γ焼却装置	(省略)	β · γ 焼却装置	(変更なし)	
β・γ封入設備	(省略)	β・γ封入設備	(変更なし)	
β・γ貯蔵セル	(省略)	β・γ 貯蔵セル	(変更なし)	
α焼却装置	(省略)	α焼却装置	(変更なし)	

7.2	変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)		変更後(補正後)	備考
αホール設備	(省略)	αホール設備	(変更なし)	
α封入設備	(省略)	α封入設備	(変更なし)	
α 固体処理棟廃液 予備処理装置	(省略)	α 固体処理棟廃液 予備処理装置	(変更なし)	
		減容処理設備	 (1) 搬出入室内の負圧は、50Pa以上にすること。 (2) 前処理セル内の負圧は、100Pa以上にすること。 (3) 焼却溶融セル内の負圧は、100Pa以上にすること。 (4) 焼却溶融炉内の負圧は、100Pa以上にすること。 (5) 焼却溶融炉内排ガス温度は、680℃以下にすること。 (6) 2次燃焼器出口排ガス温度は、930℃以下にすること。 (7) 排ガス冷却器出口排ガス温度は、230℃以下にすること。 (8) 保守ホール内の負圧は、100Pa以上にすること。 (9) 保守ホール内に立ち入るときは、エアラインスーツ設備からエアラインスーツを着用して入ること。 	・固体廃棄物減容処理施設 を追加

別表第3-2 放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等の巡視 別表第3-2 放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等の巡視 施設 設 備 等 機 器 廃液处理棟 排水監視施設 廃液貯留施設 I 廃液貯留施設 I 免・ツ固体処理棟 I β・ツ固体処理棟 I	器 - 有機廃液一時格納庫の使用の停止に伴う削除
廃液処理棟 排水監視施設 廃液貯留施設 I 廃液貯留施設 I 廃液貯留施設 I 廃液貯留施設 I 有機廃液一時格納庫 (割る) 管理機械棟 管理機械棟 β・γ固体処理棟 I β・γ固体処理棟 I β・γ固体処理棟 I β・γ固体処理棟 I β・γ固体処理棟 I β・γ固体処理棟 I β・γ固体処理棟 I β・γ固体処理棟 I β・γ固体処理棟 I β・γ固体処理棟 II β・γ固体処理棟 II 健家類 β・γ固体処理棟 II は収容設備類を	・ 有機廃液一時格納庫の使
#水監視施設 排水監視施設 廃液貯留施設 I 廃液貯留施設 I 有機廃液一時格納庫 (削る) 管理機械棟 β・γ固体処理棟 I β・γ固体処理 I β・γ固体 M I β・γ I	
廃液貯留施設 I 廃液貯留施設 I 療液貯留施設 I 廃液貯留施設 I 有機廃液一時格納庫 (削る) 管理機械棟 管理機械棟 β・γ固体処理棟 I β・γ固体処理棟 I β・γ固体処理棟 II β・γ固体処理棟 II β・γ固体処理棟 II β・γ固体処理棟 II β・γ固体処理棟 II β・γ固体処理棟 II β・γ固体処理棟 II β・γ固体処理棟 II β・γ固体処理棟 II 人の容設備類を	
廃液貯留施設 II 有機廃液一時格納庫 (削る) 管理機械棟 管理機械棟 β・γ 固体処理棟 I β・γ 固体処理棟 I β・γ 固体処理棟 II β・γ 固体処理棟 II β・γ 固体処理棟 II β・γ 固体処理棟 II β・γ 固体処理棟 II 建家類 β・γ 固体処理棟 II 建家類 β・γ 固体処理棟 II (収容設備類を	
有機廃液一時格納庫 (削る) 管理機械棟 管理機械棟 β・γ固体処理棟 I β・γ固体処理棟 II β・γ固体処理棟 II β・γ固体処理棟 II β・γ固体処理棟 II β・γ固体処理棟 II β・γ固体処理棟 II は収容設備類を	
管理機械棟 管理機械棟 β・γ固体処理棟 I β・γ固体処理棟 I β・γ固体処理棟 II β・γ固体処理棟 II β・γ固体処理棟 II β・γ固体処理棟 II β・γ固体処理棟 II β・γ固体処理棟 II β・γ固体処理棟 II (収容設備類を	
eta ・ γ 固体処理棟 $f I$ eta e	用の停止に伴う削除
$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 Π は は なっ ない は ない は ない は ない は ない は ない は ない	
β・γ固体処理棟Ⅲ 建家類 β・γ固体処理棟Ⅲ は収容設備類を ・γ固体処理棟Ⅳ (収容設備類を ・γ固体処理棟Ⅳ (収容設備類を	
$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 \mathbf{IV} (収容設備類を $\ \beta \cdot \gamma\ $ 固体処理棟 \mathbf{IV} (収容設備類を	
本 α 固体処理棟 含む) α 固体処理棟 含む)	
eta ・ γ 一時格納庫 I eta	
本 固体集積保管場 I 本 固体集積保管場 I 本 固体集積保管場 I A B A B A B A B B B	
固体集積保管場Ⅱ	
固体集積保管場Ⅲ	
固体集積保管場IV 固体集積保管場IV	
固体廃棄物減容処理施設	・固体廃棄物減容処理施設
Relation Relatio	の追加
Relation Relatio	
処理済廃液貯槽 貯槽、タンク、	
排水監視設備	
廃棄物管理施設用廃液貯槽 配管、弁類 配管、弁類 廃棄物管理施設用廃液貯槽 配管、弁類	
設 β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽 配管、弁類 □管、弁類 □で、弁類 □で、チ類 □で・アース・ロー・アース・アース・ロー・アース・ロー・アース・ロー・アース・ロー・アース・ロー・アース・ロー・アース・ロー・アース・ロー・アース・ロー・アース・アース・アース・アース・アース・アース・アース・アース・アース・アー	
マンホール <u>有機溶媒貯槽</u> マンホール マンホール	・有機溶媒貯槽を追加
(屋外敷設部)	・固体廃棄物減容処理施設
左被	廃液貯槽の追加
<u>有機廃液一時格納庫</u> <u>配電盤類</u> <u> (削る)</u> (削る) (削む)	・有機廃液一時格納庫の使用の原ルスが変数に
eta ・ γ 一時格納庫 I eta ・ γ 一時格納庫 I	用の停止に伴う削除
タ ・ ハー 時枚 神庫 II	
$\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル 配電盤類 $\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル 配電盤類	
lpha 一時格納庫 $lpha$ 一時格納庫	
W 19 II M JAP	

	変更前(令和4年2月10日付	寸け原規規発第22021020号)	変更	更後(補正後)	備 考
	α 固体貯蔵施設(貯蔵孔内空 気サンプリンク゚設備を除く)	固体廃棄物、 廃棄物パッケージ保管施設類	α固体貯蔵施設(貯蔵孔内空 気サンプリンク設備を除く)	固体廃棄物、 廃棄物パッケージ保管施設類	
	固体集積保管場 I 固体集積保管場Ⅲ 固体集積保管場Ⅳ 固体集積保管場Ⅳ	荷役設備	固体集積保管場 I 固体集積保管場 II 固体集積保管場Ⅲ 固体集積保管場Ⅳ 固体集積保管場Ⅳ <u>固体廃棄物減容処理施設</u>	荷役設備	• 固体廃棄物減容処理施設
特定	電気設備	ファン、 圧縮機等 回転機類	特電気設備定	ファン、 圧縮機等 回転機類	の追加
施	空気圧縮設備 気体廃棄物の廃棄施設	配電盤類		配電盤類	
設	八下元末四、7元末旭以	フィルタ、配管、弁類	設	フィルタ、配管、弁類	

	変更前(令和	口4年2月10日付け原規規発第22021020号)				備考	
別表象	第3-3 処理作業開始	前の点検		別表	第3-3 処理作業開始	前の点検	
施設	設 備 等	点 検 項	目	施設	設備等	点 検 項 目	
	廃液貯槽 I 廃液貯槽 I 計測設備 廃液貯槽 II 廃液貯槽 II 計測設備	(1) 電源の確認(2) 分岐系弁の選定の確認(3) 貯槽液位の確認(4) 計器類の動作の確認			廃液貯槽 I 廃液貯槽 I 計測設備 廃液貯槽 II 廃液貯槽 II 計測設備	(1) 電源の確認(2) 分岐系弁の選定の確認(3) 貯槽液位の確認(4) 計器類の動作の確認	
本	化学処理装置	(1) 電源の確認 (2) 分岐系弁の選定の確認 (3) タンク類の液位の確認 (4) 計器類の動作の確認		本	<u>(削る)</u>	(削る)	・化学処理装置の使用の停止に伴う削除
	廃液蒸発装置 I	(省略)			廃液蒸発装置 I	(変更なし)	
	廃液蒸発装置Ⅱ	(省略)			廃液蒸発装置Ⅱ	(変更なし)	
体	セメント固化装置 セメント固化装置計 測設備	(省略)		体	セメント固化装置 セメント固化装置計 測設備	(変更なし)	
	処理済廃液貯槽 処理済廃液貯槽計測 設備	(省略)			処理済廃液貯槽 処理済廃液貯槽計測 設備	(変更なし)	
施	排水監視設備 排水監視設備計測設 備	(省略)		施	排水監視設備 排水監視設備計測設 備	(変更なし)	
	β・γ圧縮装置 I β・γ圧縮装置 II	(省略)			β・γ圧縮装置 I β・γ圧縮装置 II	(変更なし)	
設	β ・ γ 焼却装置 β ・ γ 焼却装置温度 計測制御設備 β ・ γ 焼却装置圧力 計測制御設備	(省略)		設	β・γ焼却装置 β・γ焼却装置温度 計測制御設備 β・γ焼却装置圧力 計測制御設備	(変更なし)	
	β・γ封入設備 β・γ封入設備圧力 計測制御設備	(省略)			β・γ封入設備β・γ封入設備圧力計測制御設備	(変更なし)	

	変更前(令和4	4年2月10日付け原規規発第22021020号)			変更後(補正後)	備考
	貯蔵セル 貯蔵セル圧力 御設備	(省略)		β・γ 貯蔵セルβ・γ 貯蔵セル圧力計測制御設備	(変更なし)	
制御設備	装置温度計測 備 装置圧力計測	(省略)		 α 焼却装置 α 焼却装置温度計測 制御設備 α 焼却装置圧力計測 制御設備 	(変更なし)	
α ホー/ α ホー/ 測制御記	ル設備圧力計	(省略)	本	α ホール設備α ホール設備圧力計測制御設備	(変更なし)	
α 封入i α 封入i 体 制御設(設備圧力計測	(省略)	体	α 封入設備 α 封入設備圧力計測 制御設備	(変更なし)	
α 固体处 備処理場	処理棟廃液予 装置	(省略)		α 固体処理棟廃液予 備処理装置	(変更なし)	
	貯蔵施設貯蔵 気サンブリンク設備	(省略)	施	α固体貯蔵施設貯蔵 孔内空気サンプリンク設備	(変更なし)	
設			設	減容処理設備 搬出入室圧力計測 制御設備	(1) 電源の確認 (2) 搬出入室内の負圧の確認 (3) 遮蔽扉、天井ポートの閉の確認 (4) 計器類の動作の確認 (5) 廃棄物搬出入ピットの外観の確認 (6) マニプレータ、コンベア、クレーンの確認	・固体廃棄物減容処理施設 の追加
				減容処理設備 前処理セル圧力計測 制御設備	(1) 電源の確認 (2) 前処理セル内の負圧の確認 (3) 遮蔽扉、天井ポートの閉の確認 (4) 計器類の動作の確認 (5) レーザ切断装置の確認 (6) 破砕機の確認 (7) マニプレータ、コンベア、クレーンの確認 (8) パワーマニプレータ付クレーンの確認	・固体廃棄物減容処理施設の追加

	変更前(令和	4年2月10日付け原規規発第22021020号)			変更後(補正後)	備考
				減容処理設備 焼却溶融セル温度計測 制御設備 焼却溶融セル圧力計測 制御設備	(1) 電源の確認 (2) 焼却溶融セル内の負圧の確認 (3) 遮蔽扉、天井ポートの閉の確認 (4) 計器類の動作の確認 (5) 投入容器出入装置の確認 (6) 焼却溶融炉の温度、圧力の確認 (7) 排ガス処理装置の温度、圧力の確認 (8) マニプレータ、コンベア、クレーンの確認 (9) パワーマニプレータ付クレーンの確認	・固体廃棄物減容処理施設 の追加
				減容処理設備 保守ホール圧力計測 制御設備	(1) 電源の確認 (2) 保守ホール内の負圧の確認 (3) 遮蔽扉、搬出ポート、ハッチの閉の確認 (4) 計器類の動作の確認 (5) エアラインスーツ設備の確認 (6) 補修用グローブボックスの確認 (7) マニプレータ、クレーンの確認	・固体廃棄物減容処理施設 の追加
特	電気設備	(省略)	特	電気設備	(変更なし)	
定施	空気圧縮設備	(省略)	定施	空気圧縮設備	(変更なし)	
設	気体廃棄物の廃棄 施設	(省略)	設	気体廃棄物の廃棄 施設	(変更なし)	

変更前(令和4年)	2月10日付け原規規発第22021020号)		変更後(補正後)	備考
別表第3-6 警報装置の作動条	件	別表第3-6 警報装置の作動条	件	
設 備 等	警報装置の作動条件	設 備 等	警報装置の作動条件	
廃液貯槽 I 計測設備	(省略)	廃液貯槽 I 計測設備	(変更なし)	
廃液貯槽Ⅱ計測設備	(省略)	廃液貯槽Ⅱ計測設備	(変更なし)	
セメント固化装置計測設備	 (1) スラッジ貯槽の液量が最大容量の 90%を超えたとき。 (2) 濃縮液槽の液量が最大容量の 90%を超えたとき。 (3) 堰内でセメント固化装置から漏えいが検出されたとき。 (4) ピット内でセメント固化装置から漏えいが検出されたとき。 	セメント固化装置計測設備	(削る) (1) 濃縮液槽の液量が最大容量の 90%を超えたとき。 とき。 (削る) (2) ピット内でセメント固化装置から漏えいが検出されたとき。	・化学処理装置の使用の停止に伴う削除・号番の繰上げ(以下同じ。)
処理済廃液貯槽計測設備	(省略)	処理済廃液貯槽計測設備	(変更なし)	
排水監視設備計測設備	(省略)	排水監視設備計測設備	(変更なし)	
廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設 備	(省略)	廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設 備	(変更なし)	
β ・ γ 焼却装置温度計測制御設備 β ・ γ 焼却装置圧力計測制御設備	(省略)	β ・ γ 焼却装置温度計測制御設備 β ・ γ 焼却装置圧力計測制御設備	(変更なし)	
β ・ γ 封入設備圧力計測制御設備	(省略)	β・γ封入設備圧力計測制御設備	(変更なし)	
β・γ 貯蔵セル圧力計測制御設備	(省略)	β・γ 貯蔵セル圧力計測制御設備	(変更なし)	
α 焼却装置温度計測制御設備 α 焼却装置圧力計測制御設備	(省略)	α 焼却装置温度計測制御設備 α 焼却装置圧力計測制御設備	(変更なし)	
αホール設備圧力計測制御設備	(省略)	α ホール設備圧力計測制御設備	(変更なし)	
α封入設備圧力計測制御設備	(省略)	α 封入設備圧力計測制御設備	(変更なし)	

変更前(令和4年2月10	日付け原規規発第22021020号)		変更後(補正後)	備考
		減容処理設備 搬出入室圧力計測制御設備	(1) 搬出入室内の負圧が 50Pa 以下になったとき。	・固体廃棄物減容処理施設の追加
		<u>減容処理設備</u> 前処理セル圧力計測制御設備	(1) 開缶エリア内の負圧が 100Pa 以下になったとき。(2) 分別エリア内の負圧が 100Pa 以下になったとき。	・固体廃棄物減容処理施設 の追加
	(新設)	減容処理設備 焼却溶融セル温度計測制御設備 焼却溶融セル圧力計測制御設備	 (1) 焼却溶融炉内排ガス温度が 680℃以上になったとき。 (2) 2次燃焼器出口排ガス温度が 930℃以上になったとき。 (3) 排ガス冷却器出口排ガス温度が 230℃以上になったとき。 (4) 溶湯漏えい温度が 900℃以上になったとき。 (5) 焼却溶融セル内の負圧が 100Pa 以下になったとき。 (6) 焼却溶融炉内の負圧が 100Pa 以下になったとき。 	・固体廃棄物減容処理施設の追加
		減容処理設備 保守ホール圧力計測制御設備 減容処理設備	(1) 保守ホール内の負圧が 100Pa 以下になったとき。 (2) 空気供給キャビネットの流量が 160NL/min 以下になったとき。	・固体廃棄物減容処理施設の追加・固体廃棄物減容処理施設
		固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽 計測制御設備	(1) 貯槽の液量が容積の90%を超えたとき。 (2) 貯槽からの漏えいが検出されたとき。	の追加

変更前(令	う和4年2月10日付け原規規発第22	021020号)		変更後(補正後)		備 考
別表第3-7 放射性廃棄	物の受入れ施設		別表第3-7 放射性廃棄	物の受入れ施設		
廃棄物の種類	受入れ、一時 貯留・保管	最大受入れ能力	廃棄物の種類	受入れ、一時 貯留・保管	最大受入れ能力	
放出前廃液 液体廃棄物 A	廃 液 貯 槽 I	1, 400 m^3	放出前廃液 液体廃棄物A	廃液貯槽 I	1, 400 m ³	
液体廃棄物B、 液体廃棄物A及び 液体廃棄物C	廃液貯槽Ⅱ	$2~8~0~\mathrm{m}^3$	液体廃棄物A及び 液体廃棄物B	廃液貯槽Ⅱ	2 8 0 m ³	化学処理装置の使用の停止に伴う削除
液体廃棄物 A (容器入有機廃液)	有機廃液一時格納庫	<u>1. 2</u> m³	液体廃棄物A <u>及び</u> 液体廃棄物B (容器入有機廃液)	有機溶媒貯槽	<u>0.096</u> m ³	・廃棄物の種類に液体廃棄物Bを追加・有機廃液一時格納庫を有機溶媒貯槽に変更
β・γ固体廃棄物 A	β・γ一時格納庫 I	$2\ 0\ 0\ { m m}^3$	β・γ 固体廃棄物 A	β・γ一時格納庫 I	2 0 0 m ³	・最大受入れ能力を変更
p / E11/302/012	β・γ一時格納庫 I I	$1\ 0\ 0\ { m m}^3$		β・γ一時格納庫 II	100 m ³	
β・γ固体廃棄物 B	β・γ 貯蔵セル	$1 \mathrm{m}^3$	β・γ 固体廃棄物 B	β・γ 貯蔵セル	$1 ext{ m}^3$	
α 固体廃棄物 Α	α 一時格納庫	$1 \ 5 \ 0 \ \mathrm{m}^3$	α 固体廃棄物 Α	α 一時格納庫	1 5 0 m ³	

変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)		変更後(衤	甫正後)		備考
(新設)	<u>別表第3-9</u> 固体 <u>限</u>	廃棄物減容処理施設でのこ	プルトニウム及び核分	裂性物質の取扱量の制	・固体廃棄物減容処理施設でのプルトニウム及び核分裂
	取扱場所	主な作業内容	最大取扱量*1	<u>プルトニウムの最</u> <u>大取扱量</u>	性物質の取扱量の制限について追加
	搬出入室	<u>廃棄物の搬入及び搬</u> <u>出</u>	$2.22 \times 10^{13} \text{ Bq}^{*3}$	2g (8g)*2	
	搬出入室	<u>廃棄物の搬入及び搬</u> <u>出</u>	$4.44 \times 10^{14} \text{ Bq}^{*3}$	40g (160g)*2	
	<u>前処理セル</u> <u>(開缶エリア)</u>	廃棄物の開梱	$2.22 \times 10^{13} \text{ Bq}^{*3}$	2g (8g)*2	
	<u>前処理セル</u> <u>(分別エリア)</u>	廃棄物の分別、切断及 び解体	$3.33 \times 10^{13} \text{ Bq}^{*3}$	3g (12g)* ²	
	焼却溶融セル	廃棄物の焼却及び溶 融処理	$3.33 \times 10^{13} \text{ Bq}^{*3}$	3 <u>g</u> (12g)*2	
	<u>*2:() は</u>	の値(1.17MeV, 1.33MeV各10 该分裂性物質の値を示す。 送用キャスクの取扱量(晶		o 換算))から設定	

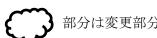
変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)		変更後(補正後)		備考
(新設)	別表第4-1 固体廃棄物減多	容処理施設の取扱いに係る放射	対性廃棄物の種類	・固体廃棄物減容処理施設 の取扱いに係る放射性廃棄
	廃棄物の種類	取扱場所	最大処理能力	物について追加
	<u>α固体廃棄物 B</u> (保管体の内容物を含む。)	廃棄物搬出入ピット	金属製容器40 個	
	<u>β・γ固体廃棄物Α</u> 及びΒのうち廃樹脂	<u>廃樹脂乾燥室</u>	1. 4 m ³	
	<u>α 固体廃棄物 A</u> <u>チャコールフィルタ</u>	<u>廃棄物受払室</u>	<u>2 m³</u>	

			変更	〔前(令和4	年2月1	10日付	けけ原	規規発	終第22	202102	0号)								変更後	後(補	正後)						備考
σ	容器*1当たりの放射性物質の含有量	β・γ放射性物質*2 α放射性物質*3	3.7×10 ⁴ Bq/容器 3.7×10 ⁷	1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	DQ/谷奇 不適 容器表面の線量当量率と容器*!当たりの放射性物質の含有量につい ては、いずれか上位の区分になる基準を適用する。	5っては、1g/容器*1 未満、核分裂性物質*4に 8*1 未満とする。	α放射性物質*3の水中濃度			1.0×10-2Bq/cm ³ 未満		なる基準を適用する。	3、ウラン235、プルトニウム239及びプルトニ なものを含む。		σ	容器*1当たりの放射性物質の含有量 β・γ放射性物質*2 α放射性物質*3	3.7×10 ⁴ Bq/容器 以上 3.7×10 ³ Ba/容器 未満	Bq/容器 未満 3.7×10 ⁷ Bq/容器 以上 3.7×10 ¹² Bq/容器 未満	abd D	α放射性物質*3の水中濃度			1.0×10-2Bq/cm3未満		なる基準を適用する。	3、ウラン235、ブルトニウム239及びブルトニ	・化学処理装置の使用の止に伴う削除
	器炭	後 車 に 車 機 車 に 車 機	500μSv/h 無審	500 µ Sv/h	 	プルトニウムに あっては、4g/容						る場合は、上位の区分にな	裂性物質で、ウラン23 k満になることが明らか			容器表面の練量当量率	500μSv/h 米蒲	500 µ Sv/h	容器表面の線量当 ては、いずれか上 プルトニウムに あっては、4g/容						、上位の区分に	製性物質で、ウラン23	
	の放射性物質の含有量	*2 α放射性物質*3		3.7×10 ⁴ Bq/容器 未満			リチウムの水中濃度		3.7×10³Bq/cm³未満		3.7×10°Bq/cm°以上 3.7×10°Bq/cm°未満	生物質が混在す	育 - る規則」の第4条第9号の核分裂性物質で、 その濃度が3. 7×10 ¹ Bd/cm ³ 未満になるこ			容器*1当たりの放射性物質の含有量 γ放射性物質*2 α放射性物質*3	2 7 × 10*	茜 Bq/容器 未満		トリチウムの水中濃度		3.7×10³Bq/cm³未満		削る)	γ 放射性物質が混在する場合は	質 Fる規則」の第4条第9号の核分裂性物質で、	
$\beta \cdot \gamma$	容器" 当たりの			3.7×10 ¹³ Bq/容器 未満			トのβ・ッ ト 5水中濃度 ト	/cm³未渐	計3米端**5	1.以上 1. 水道		リチウム以外のβ・	: み命の名字を相; 2 U V : *3に示す以外の放射性物質 : 超ウラン元素であって、アルファ線を放出する放射性物質 : 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における連搬に関する規則」 ウム241をいう。 : 主な放射性物質が短半減期であって、100時間以内にその濃度7	製	β·γ	容器***当たり(β・γ放射性物質	2 7 × 10 13	Bq/容器 未満		の β・7 水田 瀬田		類米。 思	GB"以上 GB"米猫	製))チウム以外のβ・	: 容器の基準容積;208 :*3に示す以外の放射性物質 :超ウラン元素であって、アルファ線を放出する放射性物質 :「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する ウム241をいう。	
	器表面	第 車 三 車 幸	2 mSv/h未満	2 mSv/b以上			トリチウム以外のβ・ 放射性物質**の水中濃	3.7×10 ⁻¹ Bq/cm³未滿	3.7×10¹Bq/cm³未満	3.7×10 ¹ Bq/cm ³ 以上 3.7×10 ⁴ Bq/cm ³ 未満		トリチウムとトリ	#: 2 U W トの放射性物質 トの工、アルファ線 ・の工場又は事業所の い。 が超半減期であって	放射性廃棄物の区分基準		容器表面の線量当量率	2 mSv/h未満	2 mSv/h以上		トリチウム以外(放射体物質*2の)	×	3.7×10¹Bq/cm³未満	3.7×10'Bq/cm ³ 以上 3.7×10'Bq/cm ³ 未満	(削る)	トリチウムとトリ	第:200 トの放射性物質 であって、アルファ縦 ドの工場又は事業所の いう。	
X X	第 中日	適用基準	A	В		雇	適用基準	放出前 廃 液	A	В	이	二 水	A番の基件各権 *3に示す以外 20フント元表で 「核燃料物質等 フム241をい となが対性物質	- 1	M	適用基準	4	М	爺	適用基準	放出前	A	В	(削る)	備考	容器の基準容割 ** 3に示す以外 ・ 3に示す以外 ・ 2、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	
		I	<u>ы</u> ₩	廃 乗 巻	3			挺	*	座 薬	卷		* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	別表第5			固体 6	张 物			凝	#	廃 薬	参		**** 置	

	変更前(名	5和4年2	月10日付	け原規規発第2	2021020号)		変更後(補正後)		備考
別表第6	-8 放射線測別	産機器の	警報装置	の作動条件		別表第6-	- 8 放射線測定機器の警報装置	の作動条件		
測定機器	測 定	対	象	測定線種	注1)注2) 警報装置の作動条件	測定機器	測 定 対 象	測定線種	注1)注2) 警報装置の作動条件	
測定機器	廃放 財 性 磨 β・γ 放 固 射 体 口 の か か な 固 射 体 口 の か な 固 射 体 口 の か な 固 射 体 口 の 放 す な の か か は な の か か な か か か か か か か か か か か か か か か	陳埃理塵理塵理塵 建設 選 き き これ の と な と は ま と と と と と と と と と と と と と と と と と	口濃排濃排濃排濃排濃 気濃 気濃気濃気濃気濃 口の度気度気度気度 口度 口度口度気度口度 口度の	測べアべででで <t< td=""><td></td><td>測定機器</td><td>アマック (削る) 「中国 (中国) () () () () () () () () ()</td><td>測 べ ア べ ア べ ア グ ア グ ア グ ア グ ア グ ア グ ア グ ア グ ア グ ス ク ス<</td><td></td><td> 有機廃液一時格納庫の使用の停止に伴う削除 ・固体廃棄物減容処理施設 </td></t<>		測定機器	アマック (削る) 「中国 (中国) () () () () () () () () ()	測 べ ア べ ア べ ア グ ア グ ア グ ア グ ア グ ア グ ア グ ア グ ア グ ス ク ス<		 有機廃液一時格納庫の使用の停止に伴う削除 ・固体廃棄物減容処理施設
							固体廃棄物減容処理施設排 気筒の放射性塵埃の濃度	アルファ線 ベータ線	1日平均して 7.0×10 ⁻⁸ Bq/cm ³ 以上 1日平均して 4.0×10 ⁻⁵ Bq/cm ³ 以上	・固体廃棄物減谷処理施設の追加

変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)	変更後(補正後)	備 考
注1) 警報装置の作動条件の値は、バックグラウンドを除く値とする。 注2) 放射線管理上の必要があるときは、この値より低い値で作動するよう警 設定値を変更することができる。	注1) 警報装置の作動条件の値は、バックグラウンドを除く値とで 注2) 放射線管理上の必要があるときは、この値より低い値で作動 設定値を変更することができる。	
月表第6-9~別表第6-12の2 (省略)	別表第6-9~別表第6-12の2 (変更なし)	
J表第6-13 気体廃棄物の放出管理基準値	別表第6-13 気体廃棄物の放出管理基準値	
廃棄物管理施設 放出管理基準値	廃棄物管理施設 放出管理基準	<u></u> 準 値
廃 液 処 理 棟 (DAC) p×1.0	廃 液 処 理 棟 (DAC) p×1	1.0
β · γ 固 体 処 理 棟 I (DAC) p×1.0	β · γ 固 体 処 理 棟 I (DAC) p×1	1.0
β · γ 固 体 処 理 棟 II (DAC) p×1.0	β ・ γ 固 体 処 理 棟 II (DAC) p×1	1.0
β · γ 固 体 処 理 棟 Ⅲ (DAC) p × 10	β · γ 固 体 処 理 棟 Ⅲ (DAC) p×	10
β · γ 固 体 処 理 棟 IV (DAC) p×1.0	β · γ 固 体 処 理 棟 IV (DAC) p×1	1.0
α 固 体 処 理 棟 (DAC) p × 10	α 固 体 処 理 棟 (DAC) p×	10
廃 液 貯 留 施 設 I (DAC) p×1.0	廃 液 貯 留 施 設 I (DAC) p×1	1.0
廃 液 貯 留 施 設 Ⅱ (DAC) p×1.0	廃 液 貯 留 施 設 Ⅱ (DAC) p×1	1.0
有機廃液一時格納庫 (DAC) p×1.0	(削る)	・ 有機廃液一時格納庫の使
α - 時 格 納 庫 (DAC) p×1.0	α - 時 格 納 庫 (DAC) p×1	
α 固 体 貯 蔵 施 設 (DAC) p×1.0	α 固 体 貯 蔵 施 設 (DAC) p×1	1.0
管 理 機 械 棟 (DAC) p×1.0	管 理 機 械 棟 (DAC) p×1	1.0
(DAC) pとは、第77条第2項に規定する周辺監視区域外の空気中濃度限度	を 注)(DAC) pとは、第77条第2項に規定する周辺監視区域外の空気	中濃度限度を
いう。	いう。	
		気体廃棄物の放出管理
	別表第6-13の2 気体廃棄物の放出管理目標値 廃棄物管理施設 気体廃棄物の種類 核種 放出管	理目標値
	固体廃棄物減容処理施設 放射性ヨウ素 129 I	
表第6-14~別表第6-17 (省略)	別表第6-14~別表第6-17 (変更なし)	

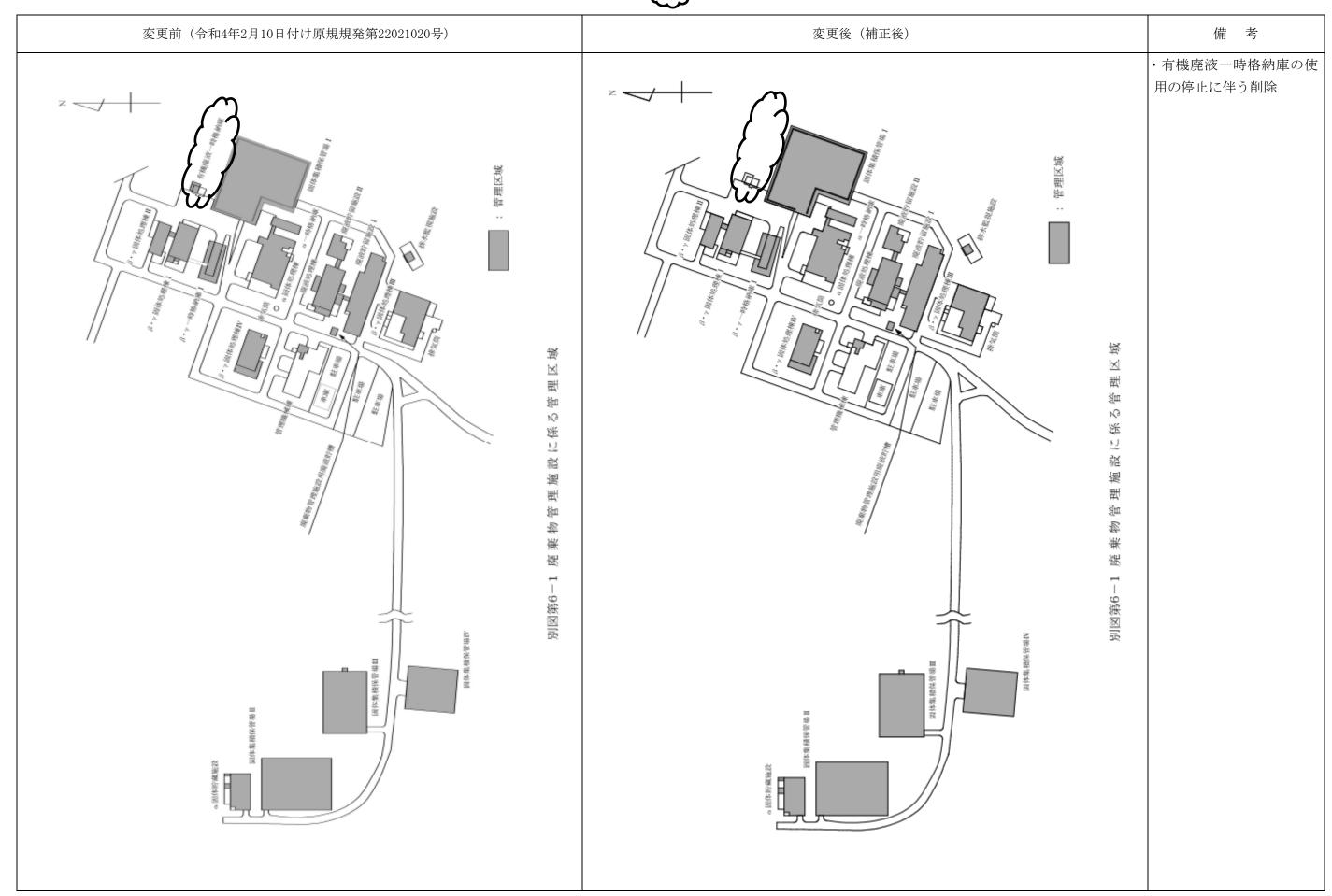
	変更前(令和4年2)	月10日付け原規規	見発第22	2021020号)				変更後(補正後)				備 考
別表第6-	- 18 放射線測定機器 o	測定箇所及び使	用方法			別表第6-1	8 放射線測定機器の測	定箇所及び使用方	法 (固	体廃棄物減容処理	施設を除く。)	・記載の適正化
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	
	廃液処理棟排気口		1				廃液処理棟排気口		1			
	β・γ固体処理棟 I 排気口		1				β・γ固体処理棟 I 排気口		1			
	β・γ固体処理棟Ⅱ 排気口		1		ベータ線		β・γ固体処理棟Ⅱ 排気口		1		ベータ線	
	β・γ固体処理棟Ⅲ 排気口		1				β・γ固体処理棟Ⅲ 排気口		1			
	β・γ固体処理棟IV 排気口		1				β・γ固体処理棟IV 排気口		1			
排気モニタ	α 固体処理棟排気口	$10^{-1} \sim 10^{5} \mathrm{s}^{-1}$	2	排気中の放射性 - 塵埃濃度の連続	アルファ線 ベータ線	排気モニタ	α固体処理棟排気口	$10^{-1} \sim 10^{5} \text{s}^{-1}$	2	排気中の放射性 塵埃濃度の連続	アルファ線 ベータ線	
19FX(C —)	廃液貯留施設 I 排気口	10 -10 5	1	監視		19FX(C—)	廃液貯留施設 I 排気口	10 -10 5	1	監視		
	廃液貯留施設Ⅱ排気口		1				廃液貯留施設Ⅱ排気口		1			
	有機廃液一時格納庫 排気口		1		ベータ線		(削る)		<u>(削</u> る)	-	ベータ線	・有機廃液一時格納庫の使用の停止に伴う削除
	α 一時格納庫排気口		1				α 一時格納庫排気口		1			
	α 固体貯蔵施設排気口		2		アルファ線 ベータ線		α 固体貯蔵施設排気口		2		アルファ線 ベータ線	
	管理機械棟排気口		1	_	ベータ線		管理機械棟排気口		1		ベータ線	
室内空気モニタ		$10^{-1} \sim 10^{5} \text{s}^{-1}$	6		ベータ線	室内空気モニタ		$10^{-1} \sim 10^{5} \text{s}^{-1}$	6		ベータ線	
至的艺术记	施設内	$0\sim 10^{3} { m s}^{-1}$	2	管理区域内空気 中の放射性塵埃 濃度の監視	アルファ線	主い子メバーグ	施設内	$0\sim 10^{3} { m s}^{-1}$	2	管理区域内空気 中の放射性塵埃 濃度の監視	アルファ線	
ローカルサンプリング 装置				-		ローカルサンプリング 装置			_			
エリアモニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^{3}$ $\mu \text{Sv/h}$	23	管理区域内の線 量当量率の連続 監視	ガンマ線	エリアモニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^{3}$ $\mu \text{ Sv/h}$	23	管理区域内の線 量当量率の連続 監視	ガンマ線	
排水モニタリング 設備*	処理済廃液貯槽及び 排水監視設備		2	周辺監視区域外 へ放出する液体 廃棄物の放射性 物質濃度及び放 出量の監視		排水モニタリング 設備*	処理済廃液貯槽及び 排水監視設備		2	周辺監視区域外 へ放出する液体 廃棄物の放射性 物質濃度及び放 出量の監視		
*;第 る業績	85条 <u>及び第87条</u> に規定 務は廃棄物管理課長が行った。 では	- 定された業務、 <u>並</u> う。	びに、	その他操作、保守	等に係		8 5 条に規定された業務 が行う。	<u>及び</u> その他操作、	保守等	に係る業務は廃棄	物管理	・第87条の削除及び記載の 適正化

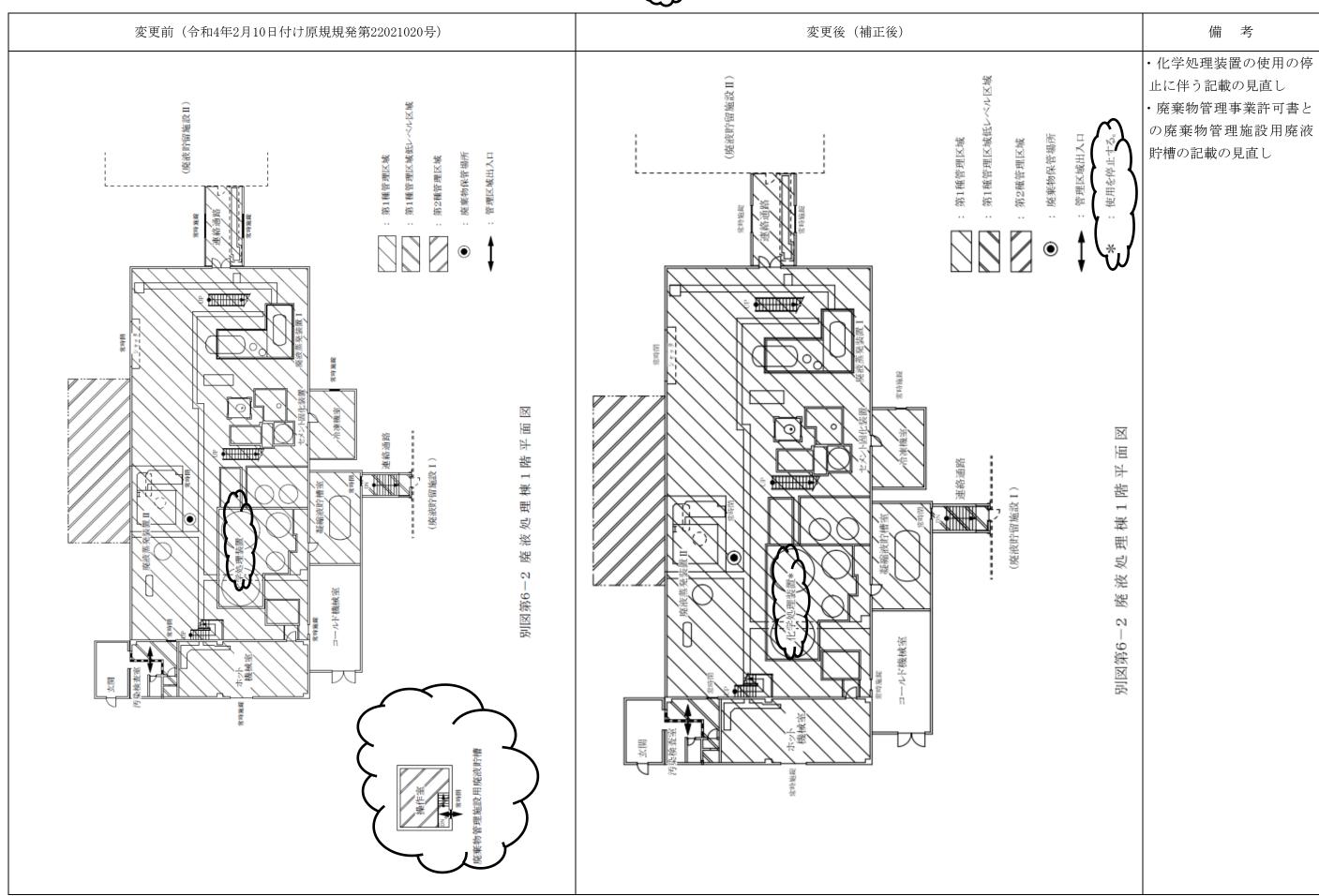


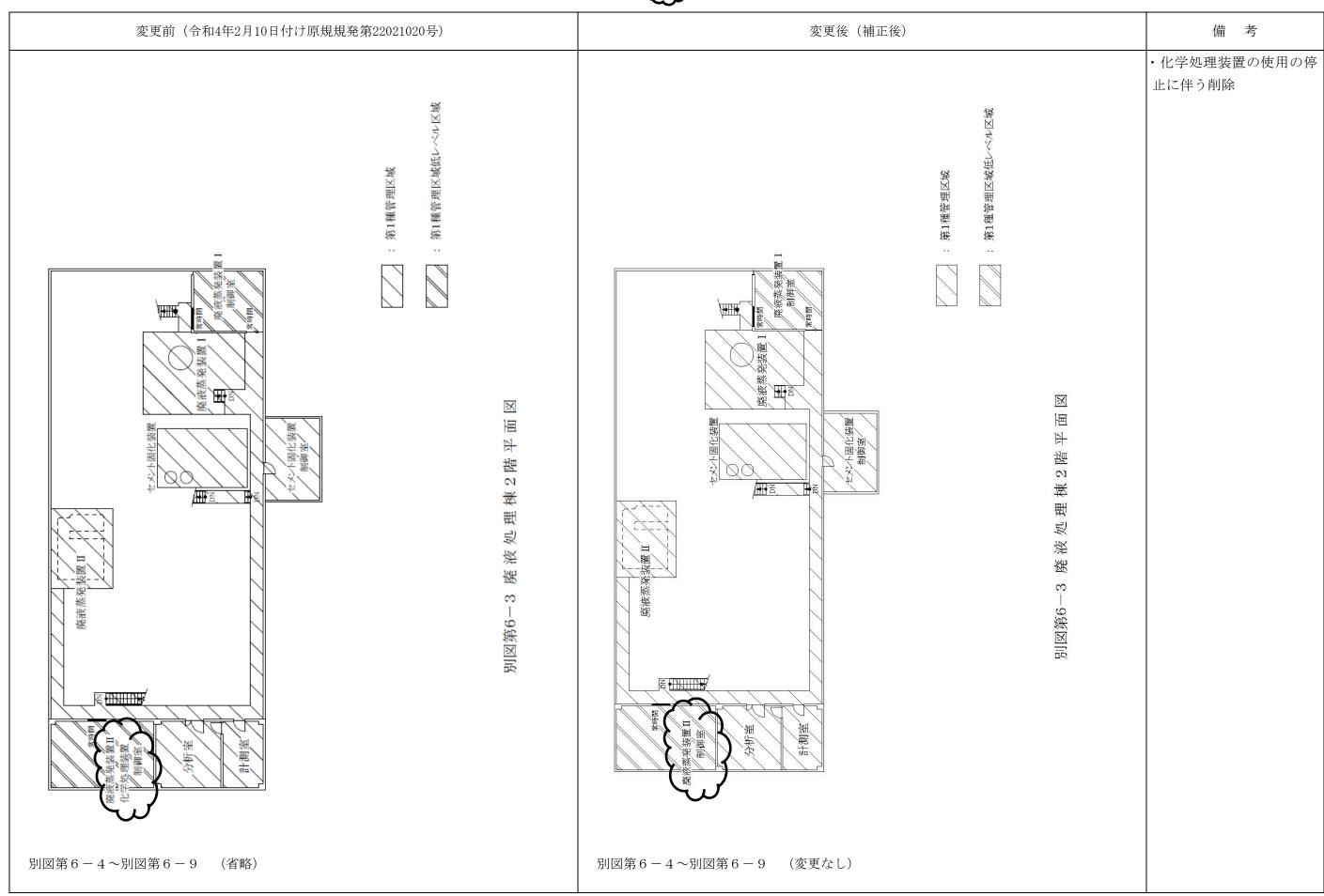
変更	前(令和4年2月	10日付け原邦	規規発第22021020号)			2	変更後 (補正後	()			備考
(新設)					別表第6-18の2	放射線測定機器	器の測定箇所及	び使用方法	生(固体廃棄	医物减容処理施設	<u>设)</u> ・固体廃棄物減容処理施記
					機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目	的 測定線	種の放射線測定器の追加
					排気モニタ 固体原施設排	፪棄物減容処理 □気口	10 ⁻¹ ∼10 ⁵ s ⁻	1 1	排気中の放 塵埃濃度の 監視		
					室内空気モニタ 施設ウ	<u>1</u>	10 ⁻¹ ∼10 ⁵ s ⁻	1 1	管理区域内の放射性	塵埃	<u>k</u>
					ローカルサンプリング			_	濃度の監視	<u> </u>	_
					<u>装置</u>		10-1 104		管理区域内	1の線	
					エリアモニタ 施設内	<u>l</u>	$\frac{10^{-1} \sim 10^4}{\mu \text{ Sy}/}$	⁄ h <u>5</u>	量当量率の 監視		<u> </u>
別表第6-19 放機 器 種 別	射線測定機器の 設置箇所	設置箇所及で	び使用方法 測 定 目 的	測定線種			1				<u>く。)</u> ・記載の適正化]
15 III IE 7,1		6		ベータ線	機器種別	設置箇所	数量	測定	目的	測定線種	-
ハンドフットクロスモニタ	管理区域 出 入 口	1	手、足、衣服等の 表面密度の測定	アルファ線	ハンドフットクロスモニタ	管理区域 出 入 口		手、足、 表面密度	-	ベータ線 アルファ線	-
表面汚染検査用	/* -Π -	3	床及び機器等の	アルファ線	表面汚染検査用		3		幾器等の	アルファ線	-
サーベイメータ	管理区域 出 入 口	10	表面密度の測定	ベータ線	サーベイメータ	管理区域 出入口	9	表面密度	度の測定	ベータ線] ・ ・有機廃液一時格納庫の
ガンマ 線サーベイメータ		9	線量当量率の測定	ガンマ線	ガンマ 線サーベイメータ	ДХ	9	線量当量	率の測定	ガンマ線	用の停止に伴う数量の
(新設)					別表第6-19の2	放射線測定機器	の設置箇所及で	が使用方法	· (固体廃棄:	物減容処理施設	
					機器種別	設置箇所	数量	<u>測</u> 定	目 的	測定線種	の放射線測定機器の追加
					ハンドフットクロスモニタ	<u>管理区域</u> 出入口		<u>手、足、</u> 表面密度		<u>ベータ線</u> アルファ線	
					表面汚染検査用		2	床及び機	幾器等の	アルファ線	
					サーベイメータ	<u>管理区域</u> 出入口	2	表面密度	度の測定	ベータ線	
					ガンマ線サーベイメータ	<u> </u>	2	線量当量	率の測定	ガンマ線	

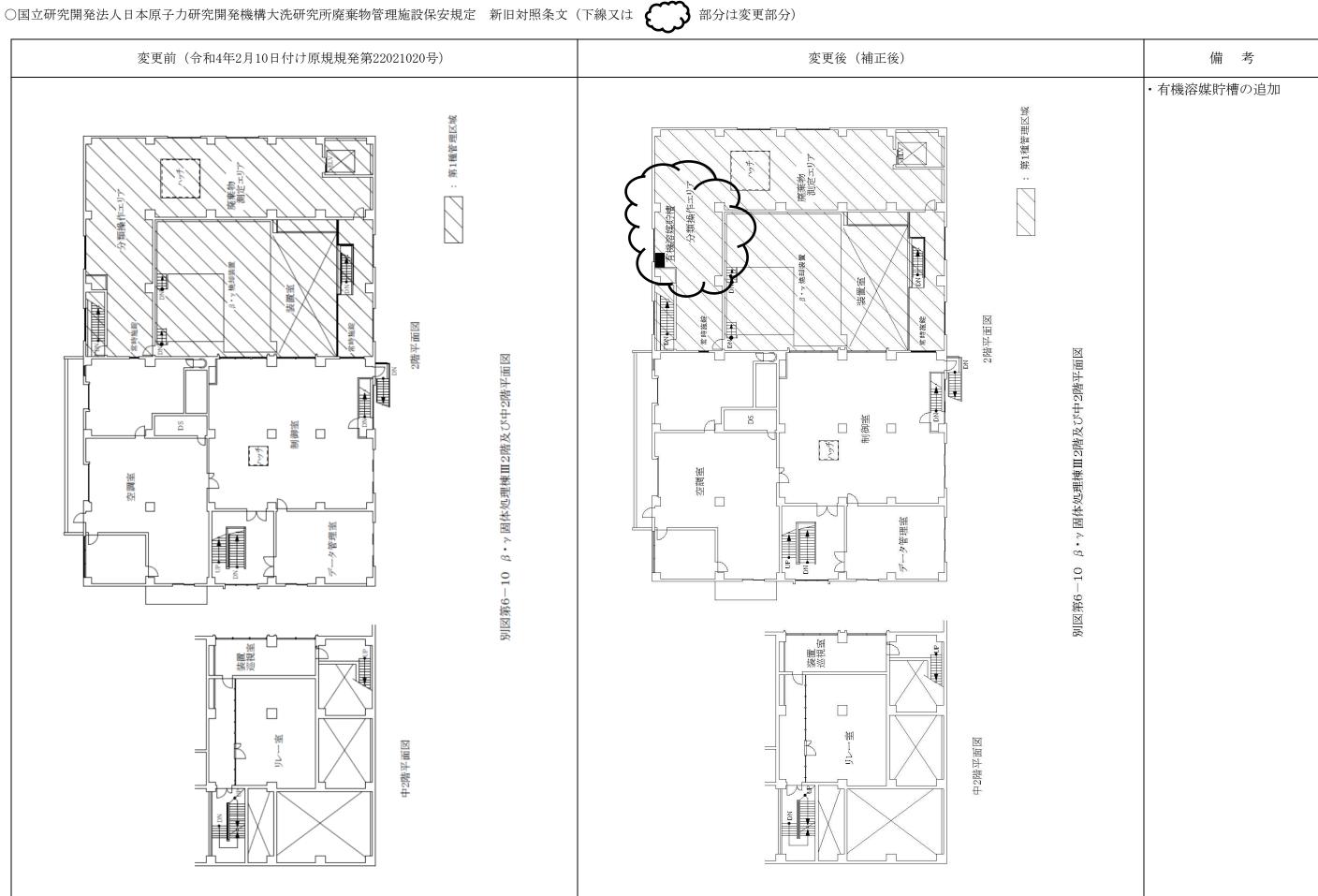
1 あと	3月間のは1回、 月間のは1月ご 1月では1回 一点のに1回 一点のに1回 一点のに1回 一点のに1回 一点のに1回 一点のに1回 一点のに1回 一点のに1回 一点のに1回 一点のに1回 一点のに1回 一点のに1回 一点のに1回 一点のに1回 一点のに1回 一点のに2回 点のに2回 点の。2回 点の 点の 点の 点の 点の 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点	のて年に記制す渡 そ者従っのて年に記制す窓 記が者場録る超いを対機ま 記放者場録る超いを対験委員機を期えて原会関で 録射で合を期えて原会関で 緑射で合を期えて原会関係間た、子のにの に線な又保間た、子のに存が場そ力指引期 係業くは存が場そ力指引し5合の規定き間	管で課している。 管で業1日量を長知て始の定年トの制成に下になる。 を表表を有月1のよる実あ日、条 を表表を1月1のよる実あ日、条 を表表を1月1のよる実あ日、 を表表を1月1のよる実施日のよる。 の1000日のよるには、1000日のでは、1	3月月った 1月った 1月った 1月った 1月った 1月った 1月った 1月った	環境監視線量計測課長	のて年に記制す渡 そ者従っのて年に記制す渡 のが事た記いを員機ま 記放者場録る超いを員機ま 記放者場録る超いを開た、子のにの に線な又保間た、子のにの に線な又保間た の に線なりに の に の に の に の に の が 事 た 記 が る の が 事 た 記 が 事 た で お ら の 地 定 が 場 る で な に か ま で は 存 が 場 る で な に か ま で は 存 が 場 る で な に か ま で は 存 が 場 る で な に か ま で は 存 が 場 る で な に か ま で は た で は か ま で は か ま で は か ま で な が 事 で な が 事 で か ま で は か ま で な が 事 で な が 事 で な が 事 で な が 事 で な が 事 で な が 事 で な が 事 で な が 事 で か ま で な が 事 で な が 事 で な か ま か ま か ま で な か ま か ま で な か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か	
原 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間(平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間をいう。以下同じ。)の線量についた、1年間ごとに算定された実効線量の合計が対象業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者	(が定める5年 引において毎年 ま1回(左欄に 引げる当該1年 引以降に限	者が放射線業務 者が放射線業務 で又は存む でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間(平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間をいう。以下同じ。)の線量については、1年間ごとに	会が定める5年 間において毎年 度1回(左欄に 掲げる当該1年 間以降に限		者が放射線業務 従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5 年を超えた場合	
業に従事した期間の始期及び 終期並びに放射線業務従事者	i	する機関に引き	算定された実効線量の合計			において、その 記録を原子力規 制委員会の指定 する機関に引き 渡すまでの期間	
	での都度 環境監視線量計測課長	を では では できます できます できます できます できます できます できます できます	へ 放射線業務従事者が緊急作 業に従事した期間の始期及び 終期並びに放射線業務従事者 の当該期間の線量	その都度	環境監視線量 計測課長	そ者従っのて年に記制する務なそし5合の規定を は線な又保間た、子のに が事た記いをお録る超いを が事た記いを が事た記いを が事た記いを が場る が事た記いを が場る が事た記いを が場る が りで 合 を 期えて 原会 関 関 に り に り に り に り に り に り に り に り に り	
	その者が当該業 環境監視線量 務に就く時 計測課長	者が放射線業務な者では存っのでは、子のでは、子のでは、子のでは、子のでは、子ののでは、子ののでは、子ののでは、子ののでは、子ののは、子のの	ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業 務に就く時	環境監視線量 計測課長	渡そ者従っのて年に記制す流のに線な又保間た、子のに象なるとは存が場そり指引を負機でのに終めるといる。といる自然をはないをはいる。といるは、一人にのは、一人にのは、一人にのは、一人にのは、一人に、一人に、一人に、一人に、一人に、一人に、一人に、一人に、一人に、一人に	
・事業所の外において運搬し た核燃料物質等の種類別の数 量、その運搬に使用した容器 の種類並びにその運搬の日時 及び経路	産搬の都度 廃棄物管理調長	渡すまでの期間 1年間	チ 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	廃棄物管理課 長、減容処理施 設準備室長	渡すまでの期間 1年間	·減容処理施設準備室長を 追加

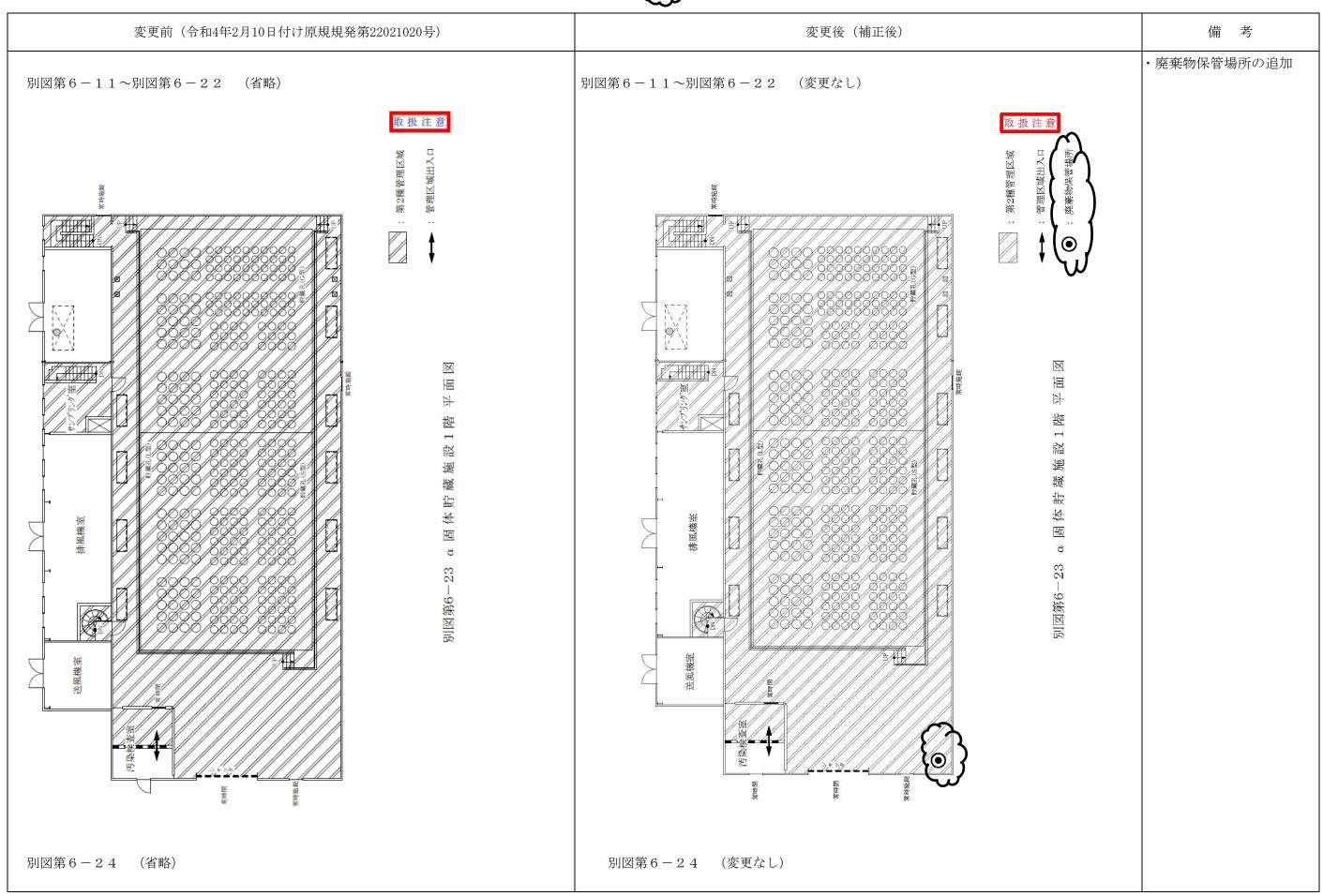
変更前(令和4年	至2月10日付け原規規	· 图 102021020号)			変更後(補正後)			備 考
洋に投棄した放射性廃棄物の 種類、当該放射性廃棄物に含 まれる放射性物質の数量、当 該放射性廃棄物を容器に封入 し、又は容器に固型化した場 合には当該容器の数量及び比 重並びにその廃棄の日時、場 所及び方法		長	第3項において 準用する第8項 12条の6第8項 の確認を受ける まで「廃この で「廃この で「廃この で のでで ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので	洋に投棄した放射性廃棄物の 種類、当該放射性廃棄物に含 まれる放射性物質の数量、当 該放射性廃棄物を容器に封入 し、又は容器に固型化した場 合には当該容器の数量及び比 重並びにその廃棄の日時、場 所及び方法		長	第3項において 準用する法第 12条の6第8項 の確認を受ける までの期間(以 下「廃止器を受ける すでの期間置終 での期間」 という。)	
ヌ 放射性廃棄物を容器に封入 し、又は容器に固型化した場 合には、その方法	封入又は固型化 の都度	廃棄物管理課 長	廃止措置終了の 確認を受けるま での期間	ヌ 放射性廃棄物を容器に封入 し、又は容器に固型化した場 合には、その方法	封入又は固型化 の都度	廃棄物管理課 長	廃止措置終了の 確認を受けるま での期間	
ル 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	防止及び除去の都度	廃棄物管理課 長	1年間	ル 放射性物質による汚染の広 がりの防止及び除去を行った 場合には、その状況及び担当 者の氏名	防止及び除去の都度	廃棄物管理課 長、減容処理施 設準備室長又は 放射線管理第2 課長	1年間	・減容処理施設準備室長、対 射線管理第2課長を追加
ヲ 廃棄物管理設備本体の管理施設における廃棄物パッケージ及び密封容器の移動日時及び移動場所	移動の都度	廃棄物管理課 長	廃止措置終了の 確認を受けるま での期間	ヲ 廃棄物管理設備本体の管理 施設における廃棄物パッケー ジ及び密封容器の移動日時及 び移動場所	移動の都度	廃棄物管理課 長 <u>減容処理施</u> 設準備室長	廃止措置終了の 確認を受けるま での期間	·減容処理施設準備室長初 追加
3. 操作記録 イ 保安規定に定める保安上特 に管理を必要とする設備への 放射性廃棄物の種類別の挿入	挿入の都度	廃棄物管理課 長	1年間	3. 操作記録 イ 保安規定に定める保安上特 に管理を必要とする設備への 放射性廃棄物の種類別の挿入	挿入の都度	廃棄物管理課 長 <u>、減容処理施</u> 設準備室長	1年間	・減容処理施設準備室長を 追加(以下同じ。)
量及び挿入の日時 ロ 保安規定に定める保安上特 に管理を必要とする設備にお	連続して	廃棄物管理課 長	1年間	量及び挿入の日時 ロ 保安規定に定める保安上特 に管理を必要とする設備にお	連続して	廃棄物管理課 長 <u>減容処理施</u> 設準備室長	1年間	
ける温度、圧力及び流量 ハ 廃棄物管理施設の操作開始 及び操作停止の時刻	開始及び停止の 都度	廃棄物管理課 長	1年間	ける温度、圧力及び流量 ハ 廃棄物管理施設の操作開始 及び操作停止の時刻	開始及び停止の 都度	廃棄物管理課 長 <u>減容処理施</u> 設準備室長	1年間	
ニ 警報装置から発せられる警 報の内容	その都度	廃棄物管理課 長 放射線管理第 2課長	1年間	ニ 警報装置から発せられる警 報の内容	その都度	廃棄物管理課 長 <u>減容処理施</u> 設準備室長又は 放射線管理第2 課長	1年間	
ホ 保安規定に定める保安上特 に管理を必要とする設備の操 作責任者及び操作員の氏名並 びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び 交代の都度	廃棄物管理課 長	1年間	ホ 保安規定に定める保安上特 に管理を必要とする設備の操 作責任者及び操作員の氏名並 びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び 交代の都度	廃棄物管理課 長 <u>滅容処理施</u> 設準備室長	1年間	
4. ~10. (省略)	(省略)	(省略)	(省略)	4. ~10. (変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
*記録責任者に変更があった場所定の期間保存する。 別図第2-1~別図第2の2-2		・ 賃任者が過去の記 ・	録についても	*記録責任者に変更があった場所定の期間保存する。 別図第2-1~別図第2の2-2		任者が過去の記録	録についても	

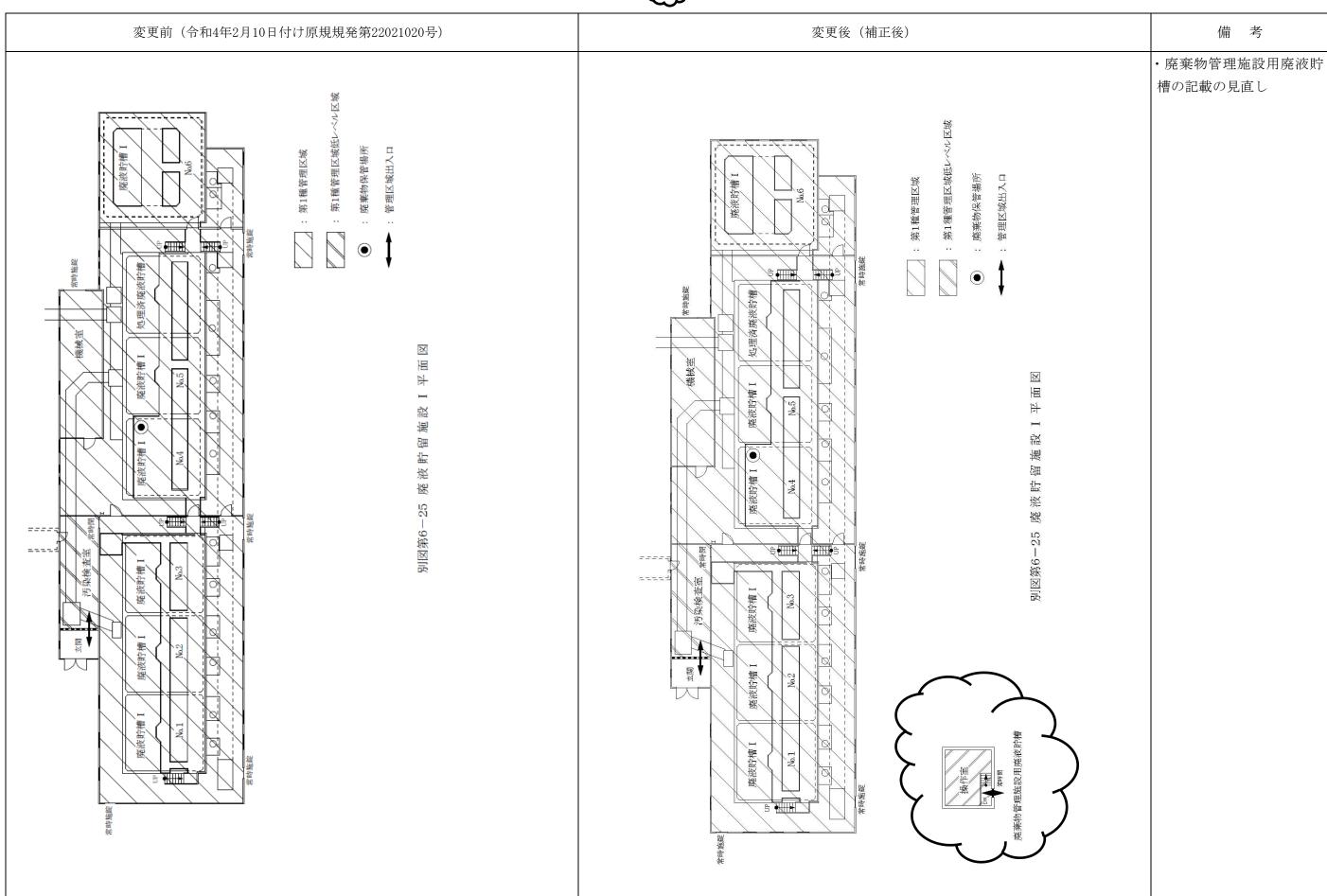




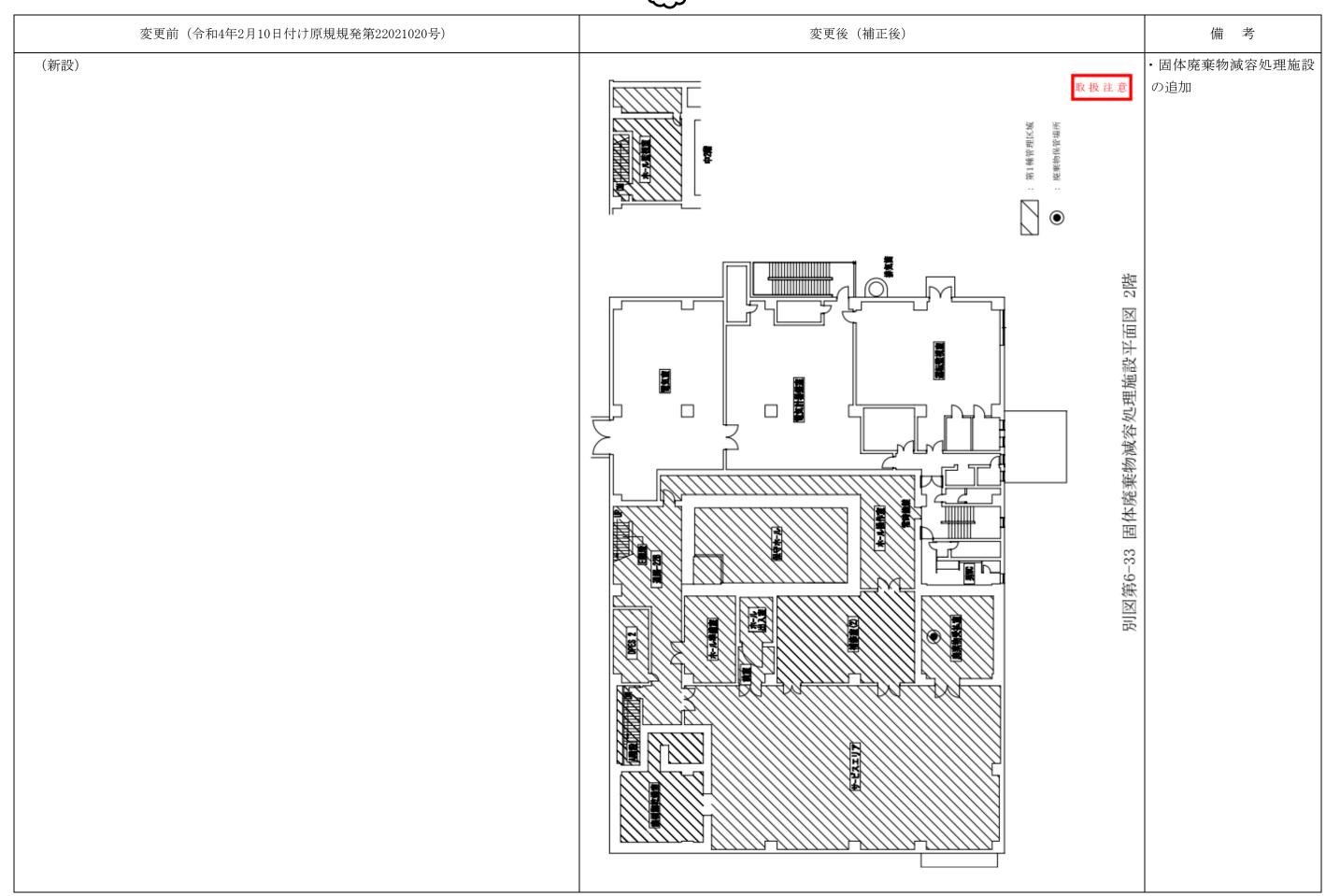


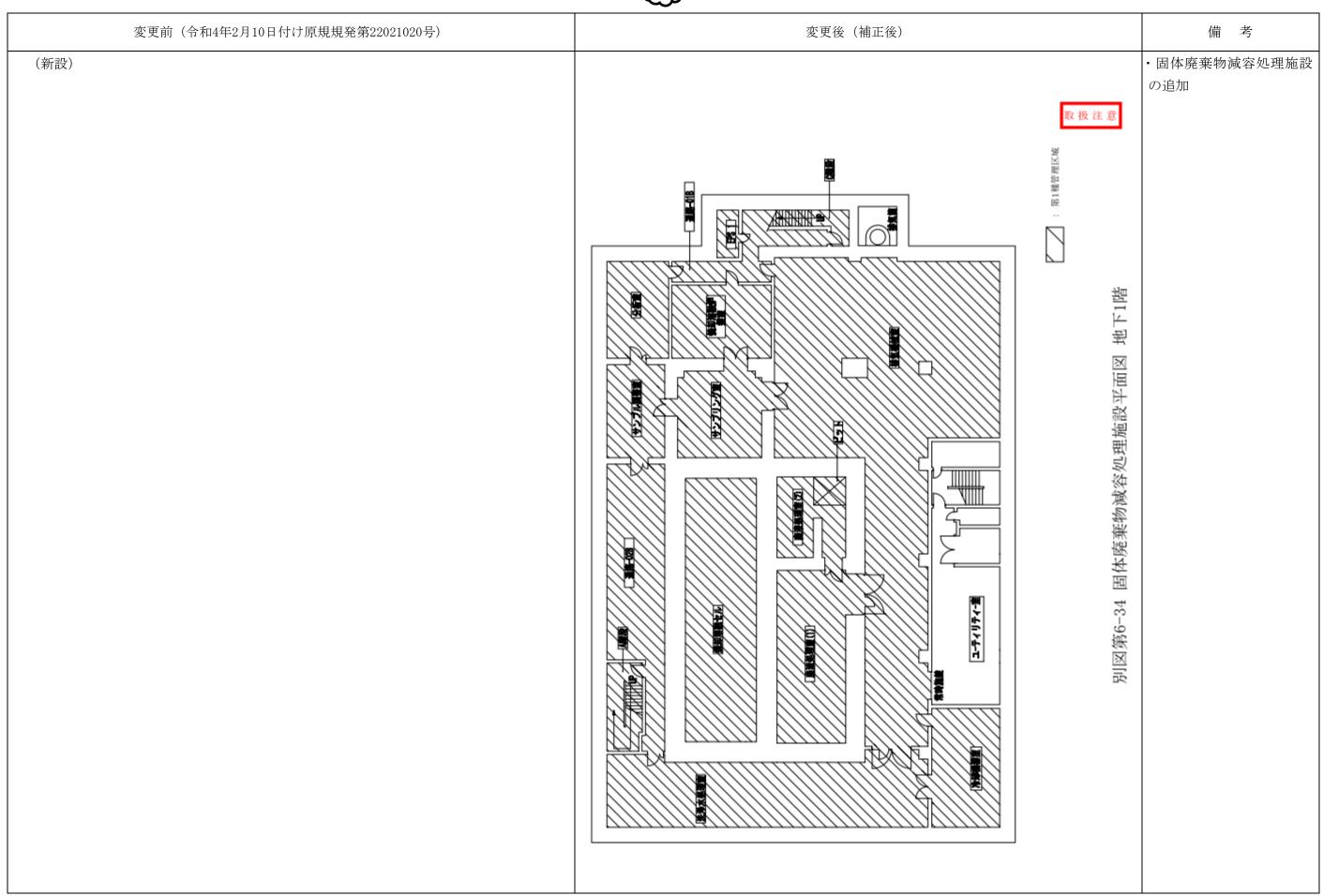


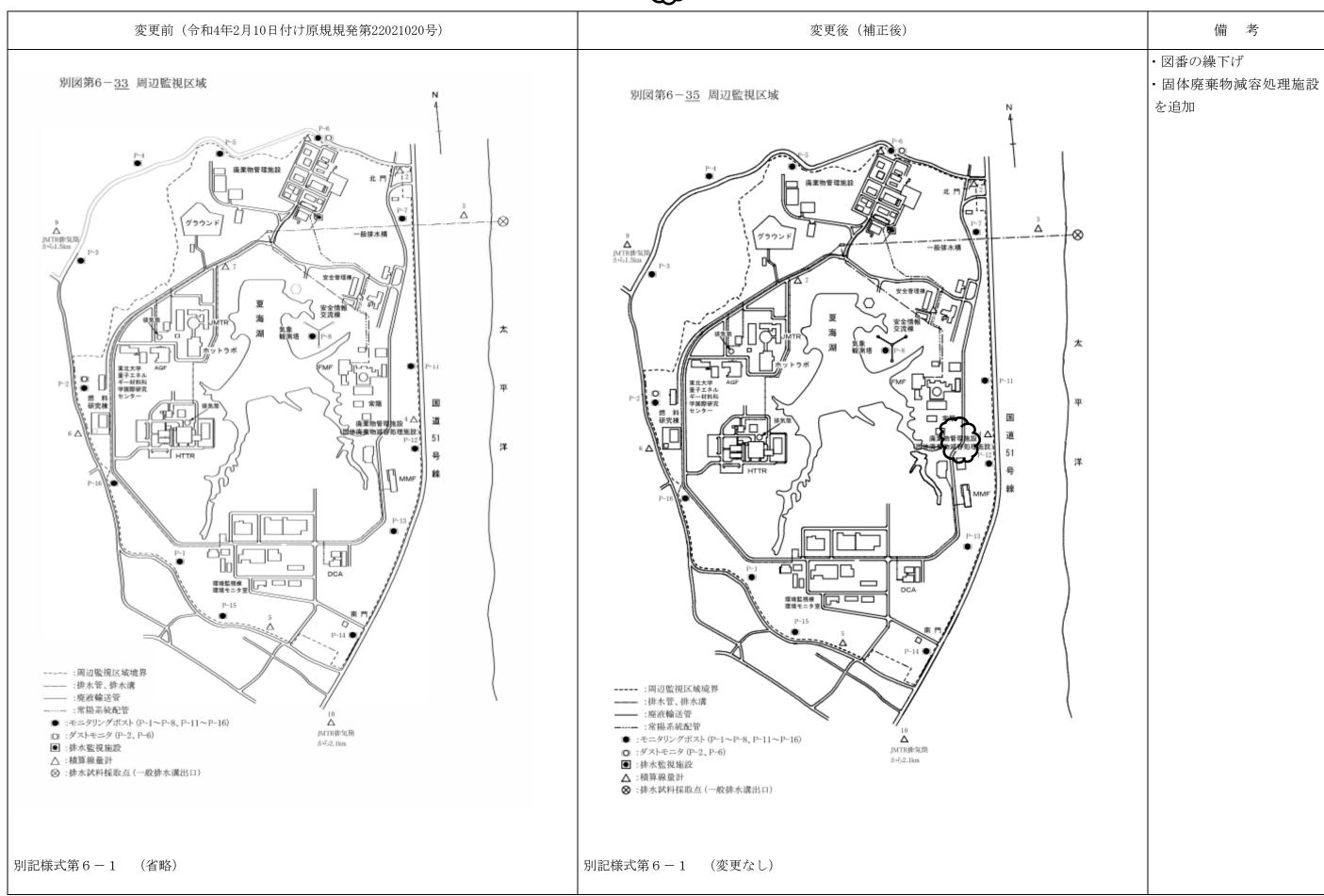




変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)	変更後 (補正後)	備考
	<u>(削る)</u>	有機廃液一時格納庫の使用の停止に伴う削除
第1種管理区域 第2種管理区域 第2種管理区域 第2種管理区域 第2種管理区域 1		
別区第6-27 有機落液一時格納庫平面区		







変更前(令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)	変更後 (補正後)	備考
	附 <u>則</u> この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。	・附則の追加